

江別市一般廃棄物処理基本計画
(中間見直し)
素案

目次

第1編 総論

第1章 総則

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け・計画体系図	2
3	計画の進行管理(P D C Aサイクル)	2
4	計画の期間	3
5	計画の対象範囲	3

第2章 江別市の概況

1	人口の状況	4
2	財政の状況	5
3	産業の状況	5

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理の流れとごみ組成

1	分別区分と手数料	6
2	収集・運搬体制	7
3	ごみ処理の流れ	7
4	ごみの組成	9

第2節 ごみ処理施設・最終処分場

1	中間処理施設	11
2	最終処分場	14

第3節 ごみの排出・処理の状況

1	ごみの排出状況	15
2	資源化の状況	16
3	最終処分の状況	17

第4節 ごみ処理等の収支

1	ごみ処理等にかかる費用の推移	18
2	ごみ処理等の財源の推移	19
3	ごみ処理手数料	19

第5節 前計画の状況

1	基本目標の達成状況	20
2	施策の主な取り組み状況	20
3	目標値と実績値の比較	23

4	ごみ処理の水準	25
5	市民・事業者の動向	26
6	ごみ処理の課題	33

第2章 ごみ処理基本計画

1	基本理念と基本方針	34
2	計画の目標値	35
3	国及び北海道の計画との比較	38
4	計画の施策	39
5	計画のごみ処理フロー	47

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

第1節	生活排水施設の現状	48
-----	-----------	----

第2節 し尿及び浄化槽汚泥処理の収支

1	し尿及び浄化槽汚泥処理の収支	49
2	し尿処理及び浄化槽汚泥処理の財源の推移	49
3	し尿処理及び浄化槽汚泥処理の独自財源	50

第2章 生活排水処理基本計画

1	基本目標と基本方針	51
2	生活排水の処理基本計画	51

資料編

持続可能な開発目標	54
-----------	----

第 1 編 総論

第 1 章 総則

1 計画策定の趣旨

今ある自然環境をより豊かにして、子どもたちに引き継ぐためには、社会全体が限りある資源の新たな使用抑制や循環利用に取り組み、ごみの減量化や資源化を進め、環境負荷を低減していくことが重要です。

江別市では、国連が採択した「持続可能な開発目標※（SDGs）」などを踏まえ、令和3（2021）年3月に「江別市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、「協働による環境にやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、関連する施策を進めてきました。

その後、国は、令和4（2022）年4月にプラスチックの包括的な資源循環を促進させるため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行したほか、令和5（2023）年6月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）の見直しを行い、さらに、令和6（2024）年6月には、循環型社会の形成に向けた国家戦略として、「第5次循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を閣議決定しました。

また、北海道は、国の廃棄物処理基本方針の見直し結果を踏まえ、令和7（2025）年4月に「第6次北海道廃棄物処理計画」（以下「北海道処理計画」という。）を策定しました。

本計画の計画期間（令和3年度から令和12（2030）年度）10年間のうち5年が経過し、この間の国や北海道の動向、また、人口減少の進行や物価高騰等の社会変動などを踏まえ、より一層の循環型社会の推進に向けて、令和8年 月に中間見直しを行いました。

※ 2030 年を年限として「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、国連が2015年に採択した17の国際目標（詳細：資料編）

注）本計画では、和暦に西暦を併記しますが、同一項目や図、グラフに西暦の表記がある場合は、和暦のみ表記します。

注）本計画では、ごみ排出量等を全国や全道と比較するため、国（環境省）の一般廃棄物処理事業実態調査と同じ算出方法を用います。

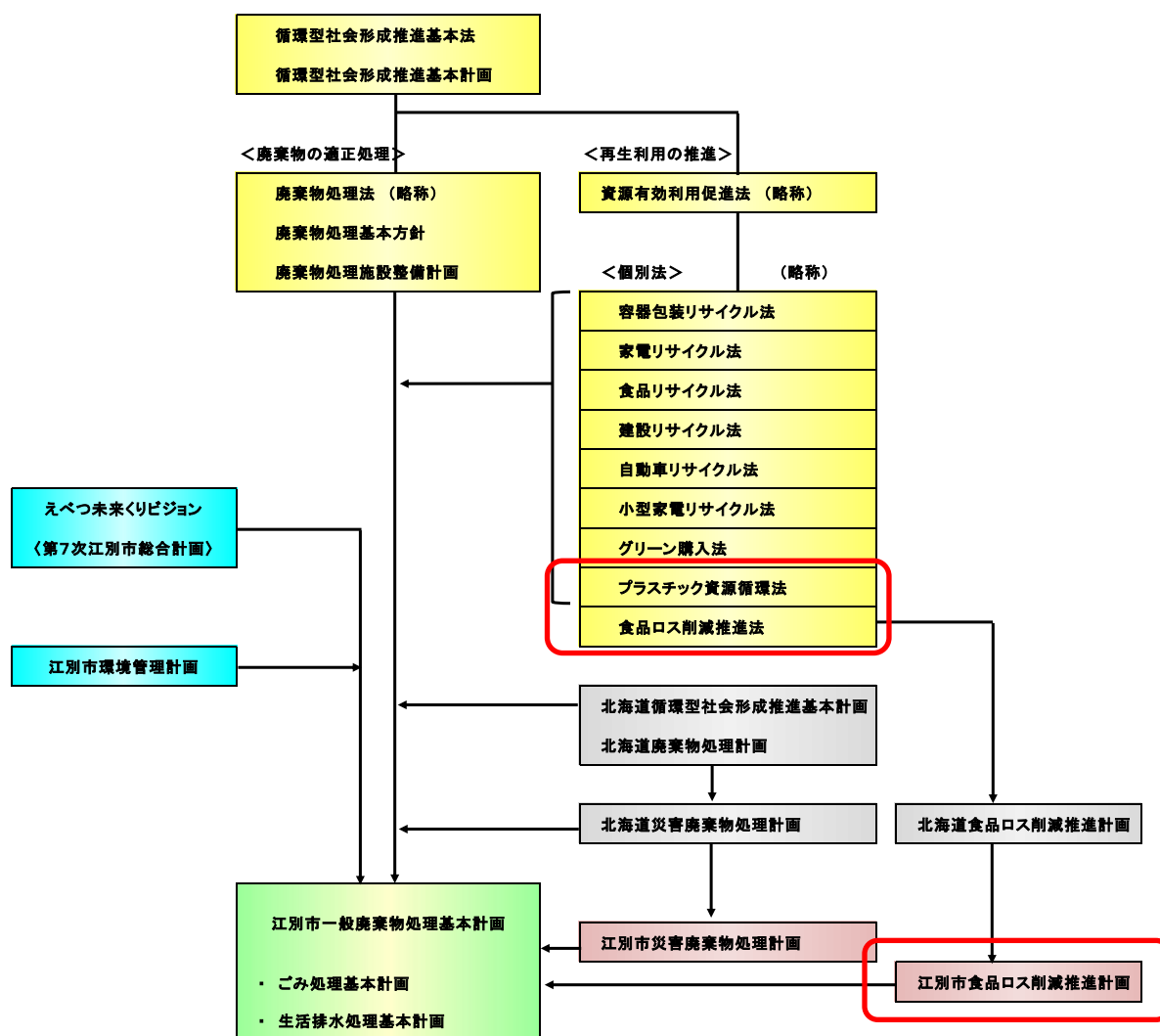
2 計画の位置付け・計画体系図

(1) 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物の処理を長期的・総合的な視点に立って計画的に推進するもので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

策定にあたっては、循環型社会形成推進基本法等の関係法令のほか、「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」との整合を図ります。

(2) 計画体系図



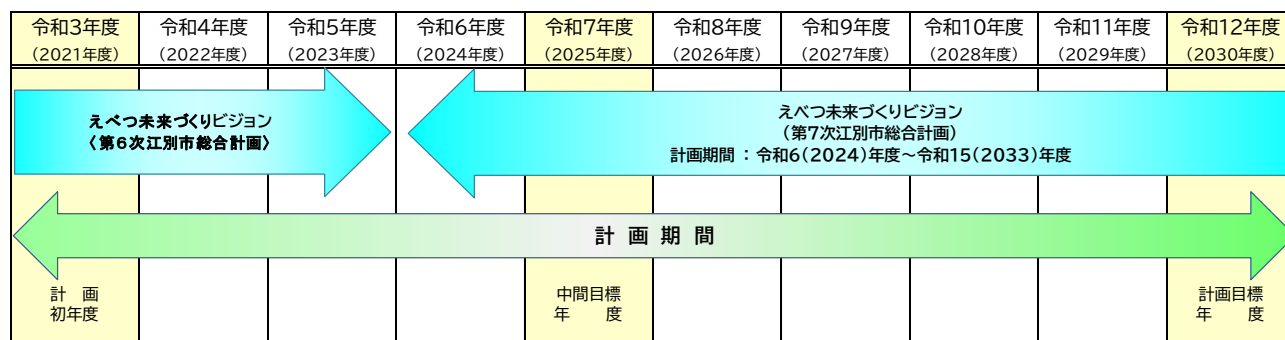
3 計画の進行管理（PDCAサイクル）

本計画の進行管理にあたっては、目標値の達成状況や施策の進捗状況を点検・評価するなど、PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）サイクルに基づくマネジメントを行っていきます。



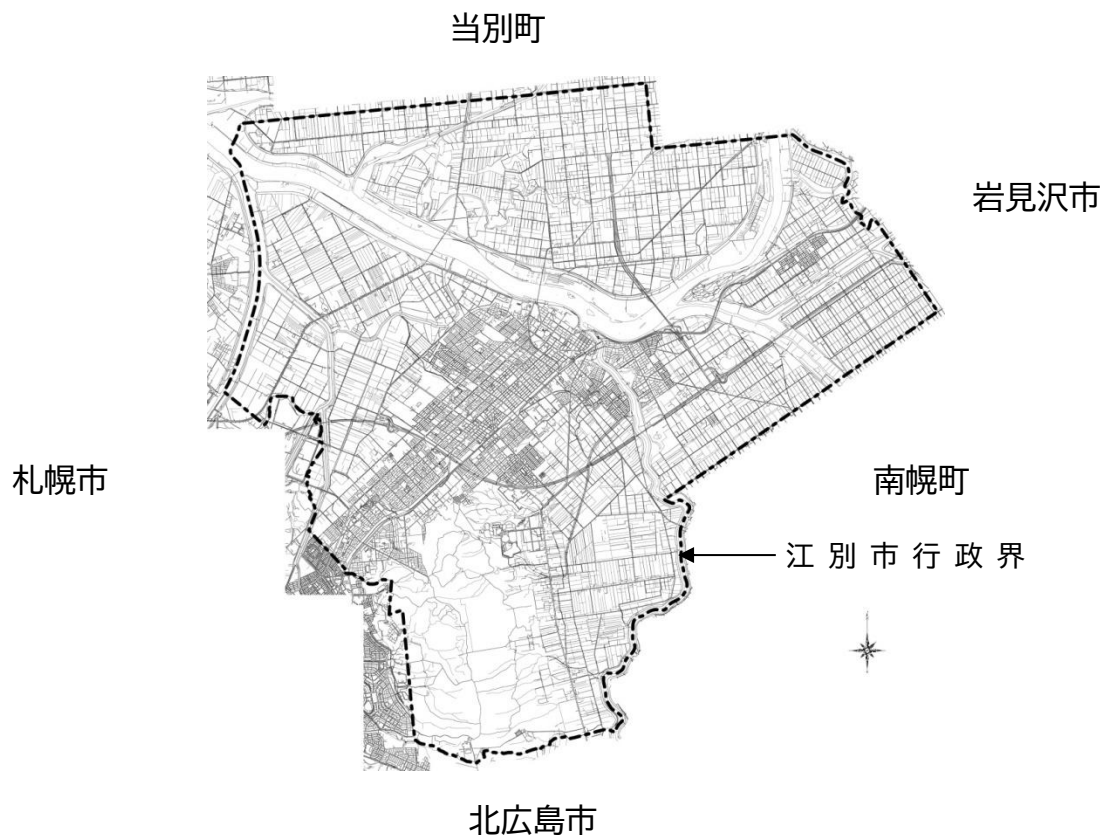
4 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。



5 計画の対象範囲

対象区域は、本市の行政区域全域とし、対象とする廃棄物は廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。



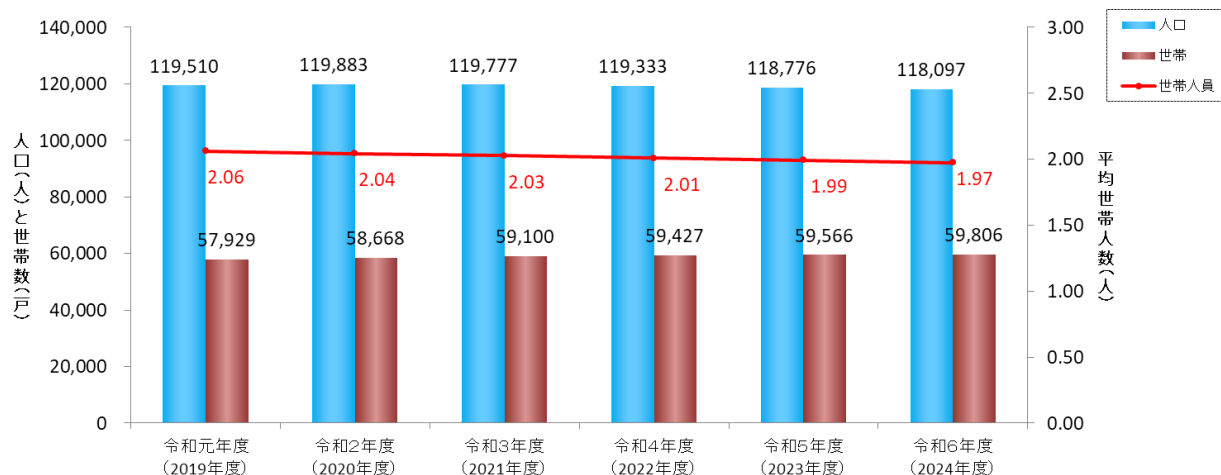
第 2 章 江別市の概況

1 人口の状況

(1) 人口及び世帯数の推移

江別市の人口、世帯数は、道内の多くの自治体と同様に、少子高齢化などにより、減少していくことが見込まれます。

「第7次江別市総合計画」では、令和12（2030）年度には112,899人まで人口が減少すると予想しています。

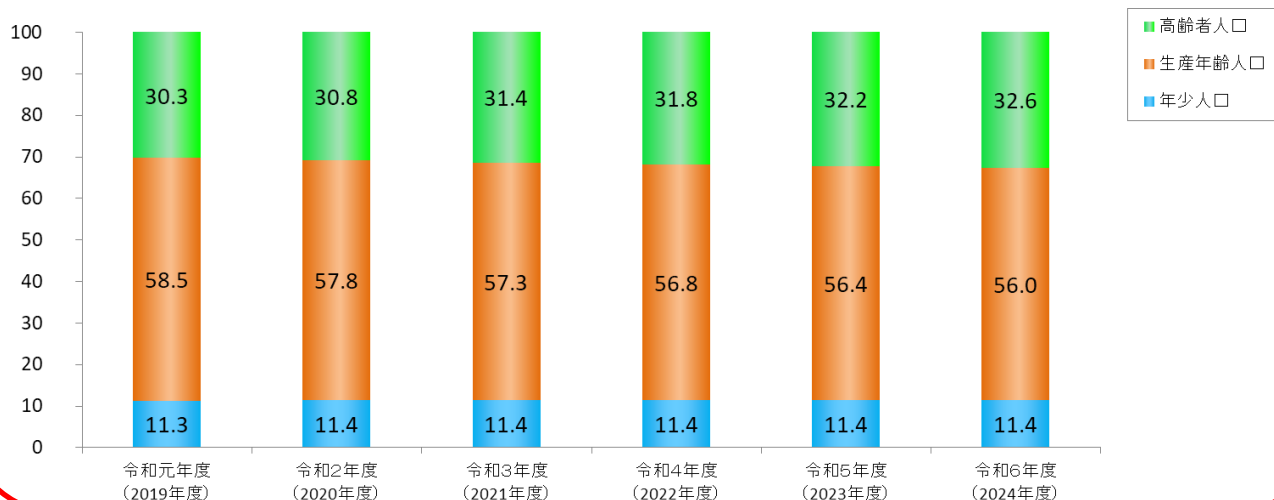


人口及び世帯数等の推移〈各年度 10/1 住民基本台帳〉

(2) 年齢別人口推移

年齢別人口では、年少人口（15歳未満）は横ばいで推移していますが、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

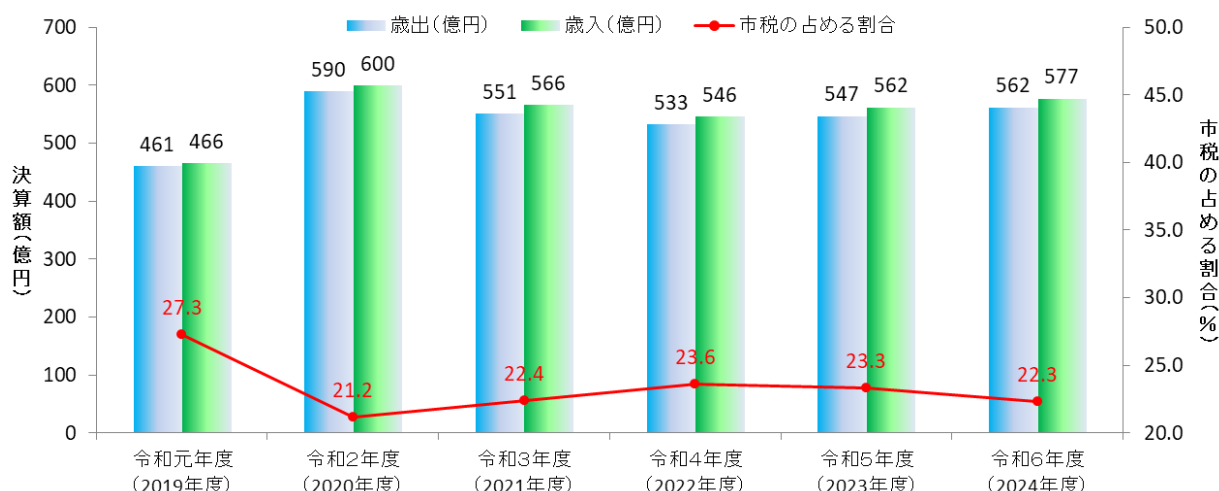
「第7次江別市総合計画」の推計では、令和12（2030）年度には、年少人口と生産年齢人口が減少し、高齢者人口は36.0%に増加すると予想しています。



年齢別人口割合の推移 (%)〈各年度 10/1 住民基本台帳〉

2 財政の状況

令和6年度の一般会計の収支は、約570億円の歳入歳出規模となっています。また、歳入決算額に占める市税の割合は、3割を下回って推移しています。

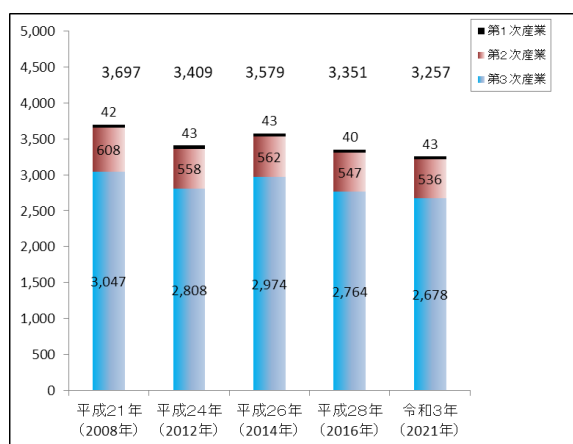


歳入歳出決算額等の推移〈一般会計〉

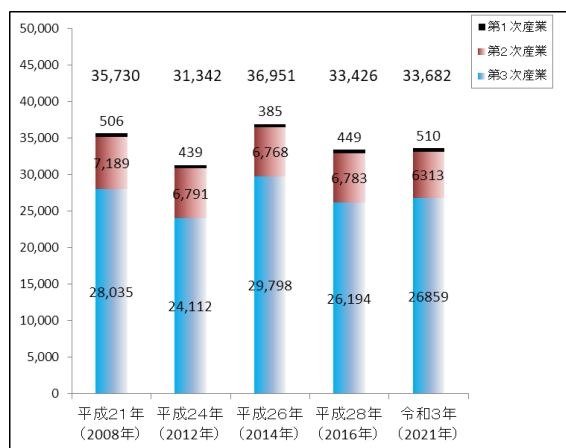
3 産業の状況

直近の令和3年の調査※によると、事業所数の産業比は、第3次産業が82.2%、第2次産業が16.5%、第1次産業が1.3%となっています。

また、従業員数の産業比では、第3次産業が79.7%、第2次産業が18.7%、第1次産業が1.4%となっており、どちらとも本市の産業の約8割を第3次産業が占めています。



産業別事業所数



産業別従業員数

※ 平成21年及び平成26年は経済センサス基礎調査による値、平成24年以降は、調査対象に国及び地方公共団体の事業所等を含まない経済センサス活動調査による値となっています。

第 2 編 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の状況

第 1 節 ごみ処理の流れとごみ組成

1 分別区分と手数料

分別区分は、家庭系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物、危険ごみの計5種類、事業系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみの計2種類です。

分別区分		主な品目	手数料	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、紙類、プラスチック類（薄い・軟らかいもの）、布類、草・花	有料	指定ごみ袋 ごみ処理券
		紙おむつ	無料	半透明の袋
	燃やせないごみ	木類、プラスチック類（厚い・硬いもの）、ガラス・陶磁器・金属類、小型家具・敷物類	有料	指定ごみ袋 ごみ処理券
	大型ごみ	最大辺1m超えの大型家具・スキー、発火性のある石油ストーブ・ガスレンジ、硬い塊状の鉄アレイ	有料	大型ごみ処理シール
	資源物	びん・かん、ペットボトル、紙パック、白色トレイ	無料	半透明の袋
事業系ごみ	危険ごみ	スプレー缶・ガスカセット缶、乾電池、ボタン電池、小型充電式電池、ガス・オイルライター、蛍光管、水銀体温・温度計	無料	半透明の袋
	燃やせるごみ	書類、生ごみ（事業系一般廃棄物）	有料	重量に応じた額
	燃やせないごみ	木類、敷物類（事業系一般廃棄物）	有料	重量に応じた額

○ 指定ごみ袋（燃やせるごみと燃やせないごみ共通）

5ℓ袋（15円）、10ℓ袋（30円）、20ℓ袋（60円）、30ℓ袋（90円）、40ℓ袋（120円）の計5種類

○ ごみ処理券

長さ1m以内で指定ごみ袋に入らないごみは、100円券、200円券の計2種類

○ 大型ごみシール

ごみの大きさや種類に応じて250円、500円、1,000円の計3種類

○ 家庭系ごみ処理手数料（直接搬入）

10kg当たり150円

○ 事業系ごみの処理手数料

10kg当たり200円

2 収集・運搬体制

家庭系ごみの収集運搬体制は、市民自ら処理施設に持ち込む場合を除き、全て民間事業業者に委託しています。

一方、事業系ごみの収集運搬体制は、排出事業者が収集運搬許可業者に収集を委託する場合と、排出事業者自らが運搬する場合があります。

なお、市の施設で処理できない家庭系ごみ（適正処理困難物）は、収集運搬許可業者や専門業者が収集運搬・処理をしています。

分別区分		収集・運搬 主 体	収集区域	収集方法	収集回数	車両等
家庭系ごみ	燃やせるごみ	江別市 (委託業者)	市内全域	ごみステーション	週2回	パッカー車
	燃やせないごみ	江別市 (委託業者)	市内全域	ごみステーション	月1回	パッカー車
	大型ごみ	江別市 (委託業者)	市内全域	申込み制による 戸別収集	随時	パッカー車 平ボディ車
	資源物	江別市 (委託業者)	市内全域	ごみステーション	月2回	パッカー車
	ペットボトルのみ	江別市 (委託業者)	市内全域	ごみステーション	月1回	パッカー車
	危険ごみ	江別市 (委託業者)	市内全域	ごみステーション	月2回	パッカー車
事業系ごみ	燃やせるごみ	許可業者	市内全域	事業所毎	随時	パッカー車
	燃やせないごみ	許可業者	市内全域	事業所毎	随時	パッカー車

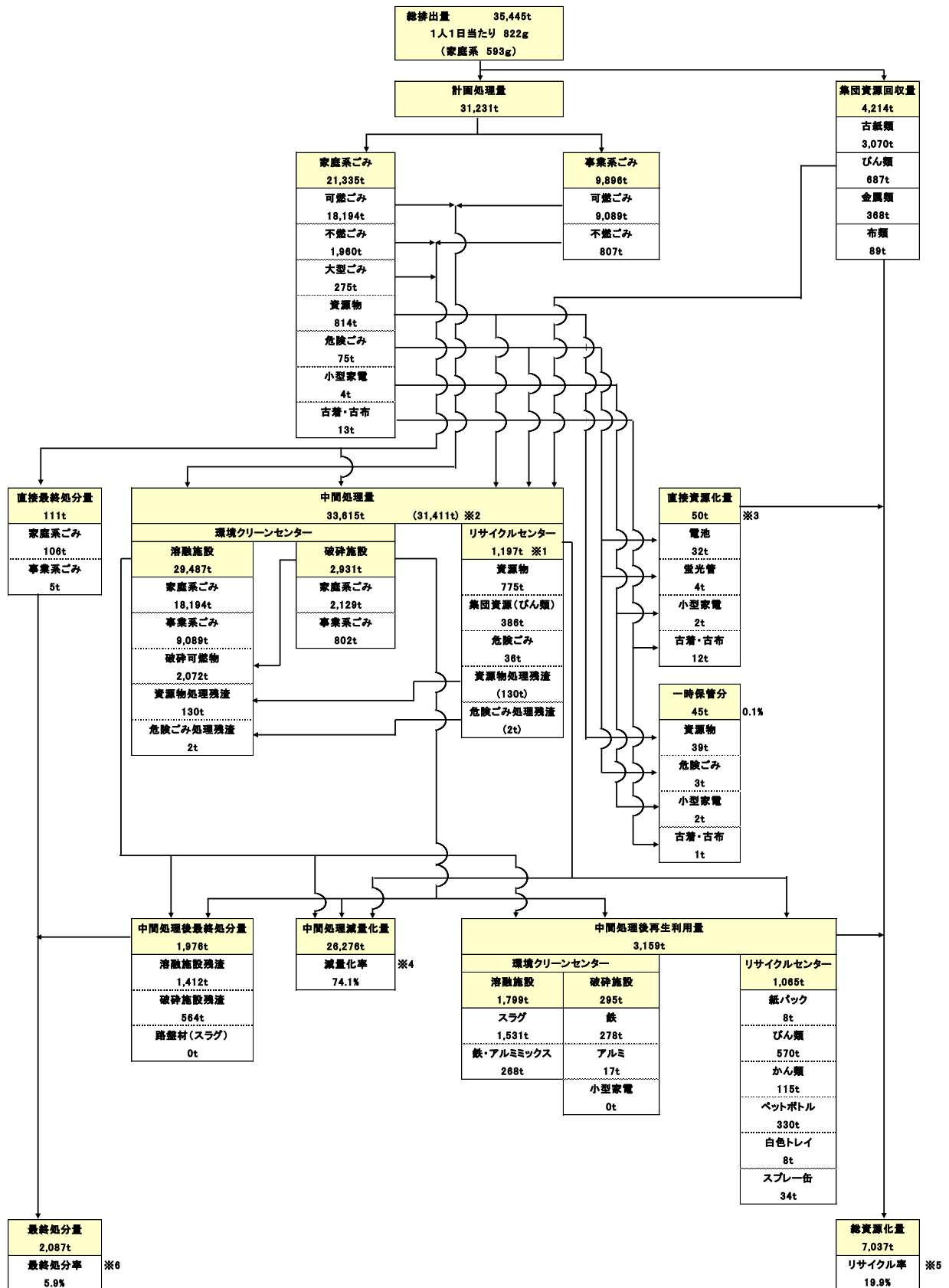
3 ごみ処理の流れ

燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみは、環境クリーンセンターで処理を行い、資源物を取り出して資源化業者に売却し、処理残渣は最終処分場に埋め立てます。

資源物は、リサイクルセンターで処理を行い、資源化業者に売却（令和6年度までペットボトルは容器包装リサイクル協会に委託）して資源化し、処理残渣は環境クリーンセンターで処理されています。

危険ごみは、種類に応じてリサイクルセンターでの処理や再生業者への処理委託により資源化しています。

ごみ処理フロー図 令和6（2024）年度実績



- ※1 リサイクルセンターの中間処理量には()書き数値は含まれない
 ※2 中間処理量()書き数値には破碎可燃物、資源物処理残渣、危険ごみ処理残渣は含まない
 ※3 直接資源化量 : 市中間処理施設での処理を経ずに再生業者等により処理される量
 ※4 減量化率 : 中間処理減量化量を総排出量で除した値
 ※5 リサイクル率 : 総資源化量を総排出量で除した値
 ※6 最終処分率 : 最終処分量を総排出量で除した値

4 ごみの組成

家庭系ごみの組成は、毎年ごみステーションからサンプリングして定点調査を行っており、本計画では組成の変化が分かるよう、サンプリング方法（5地区を年1回9月実施）が同じ平成29年度から令和6年度までの結果を掲載しています。

一方、事業系の組成は、ごみ処理基本計画策定に併せて、環境クリーンセンターに搬入する許可業者の収集車両からサンプリングして調査しており、本計画では、令和元年度と令和6年度の結果を記載しています。

また、これまで個別に分類していた、「紙くず」と「布くず」は「燃やせるごみ」に、「金属くず」と「ガラス」は「燃やせないごみ」に見直しています。

また、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「紙パック」、「紙類」、「布類」は「可燃性資源物」に、「びん・かん」、「小型家電（令和6年度から「燃やせないごみ」の分類に変更）、「鉄類」は「不燃性資源物」に分類を見直しています。

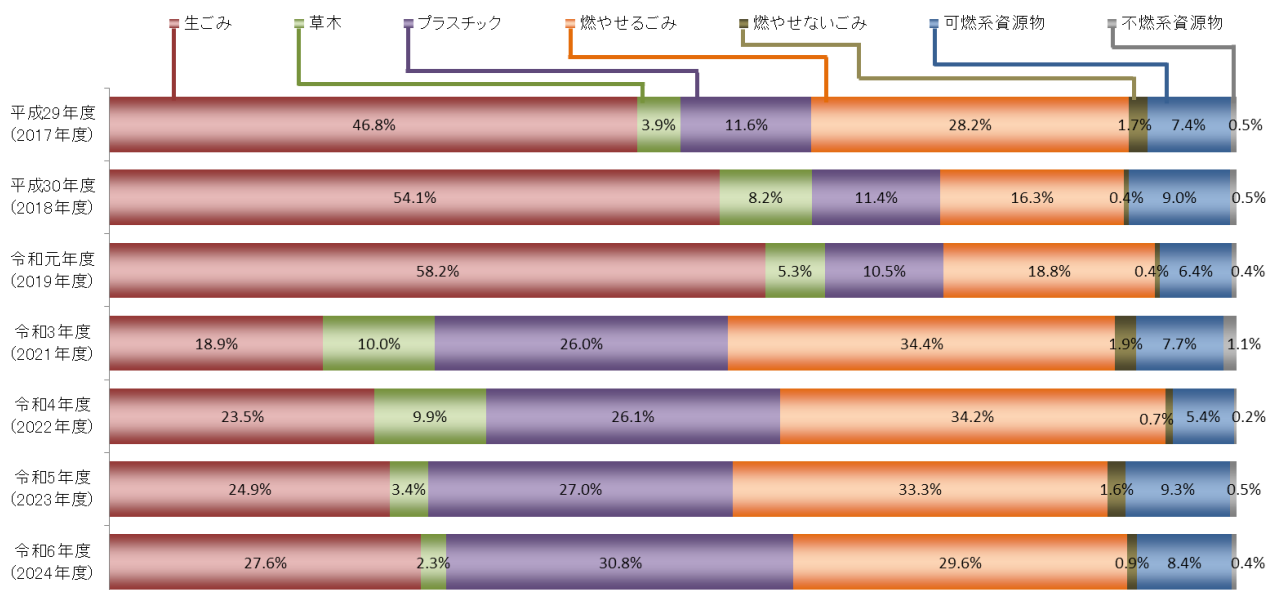
なお、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、家庭系ごみの組成調査は行っていません。

（1）家庭系ごみ

① 燃やせるごみ

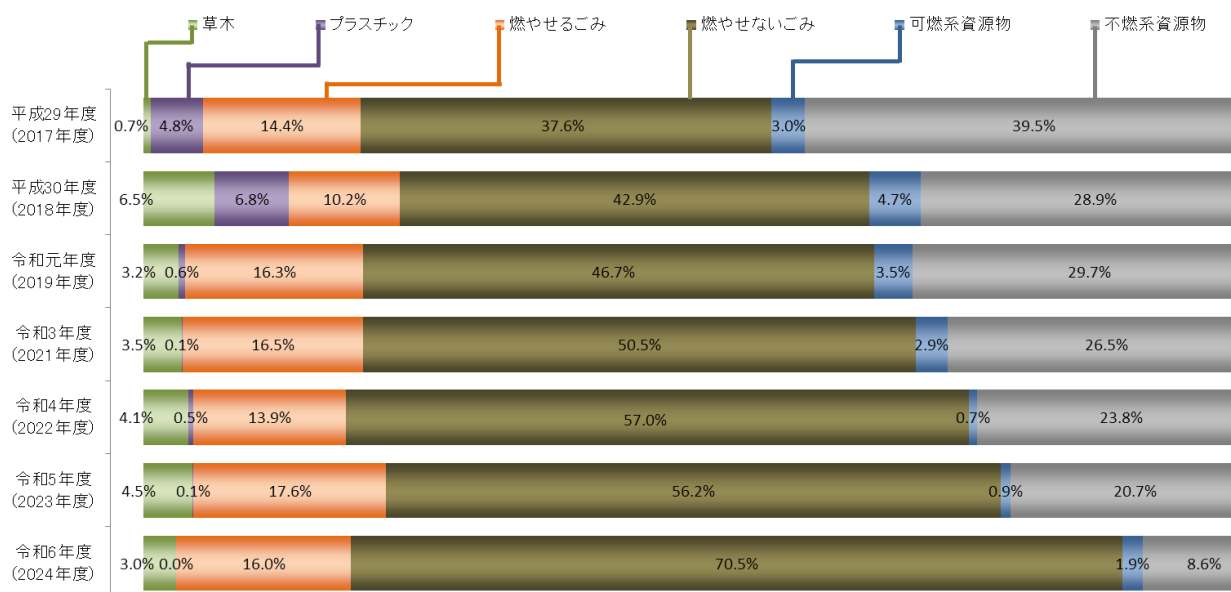
平成29年度から令和元年度まで生ごみの割合が増加していましたが、令和3年度に大きく減少した後、再度増加傾向となっています。

また、可燃性資源物と不燃性資源物を合わせた資源物は9%前後で推移しています。



② 燃やせないごみ

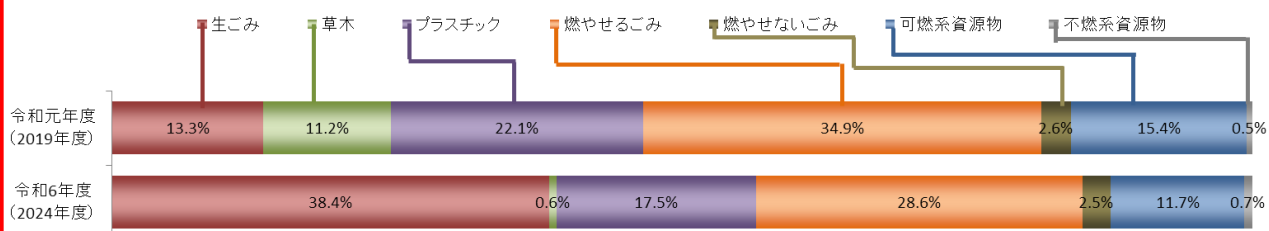
平成29年度から資源物の割合が減少しています。



(2) 事業系ごみ

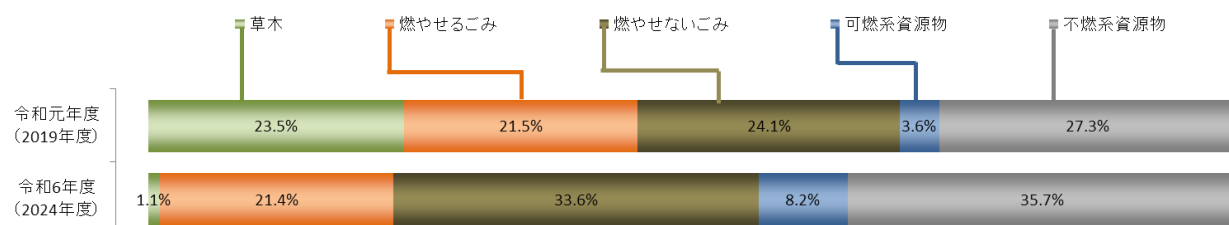
① 燃やせるごみ

令和元年度と比較すると、令和6年度は生ごみの割合が増加した一方で、草木と資源物の割合が減少しています。



② 燃やせないごみ

令和元年度と比較すると、令和6年度は資源物の割合が増加した一方で、草木の割合が減少しています。



第 2 節 ごみ処理施設・最終処分場

1 中間処理施設

(1) 環境クリーンセンター

環境クリーンセンターは、本市北西部の八幡地区に位置し、平成14（2002）年12月の供用開始から令和3（2021）年度で20年が経過したことから、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度まで環境クリーンセンター基幹的設備改良事業（以下「延命化工事」という。）を実施し、令和18（2036）年度まで供用する予定です。

当施設は、ごみ焼却施設に不燃・粗大ごみ処理施設を併設し、燃やせるごみと燃やせないごみ（大型ごみを含む）の中間処理を行っており、ごみ処理の中核をなしています。

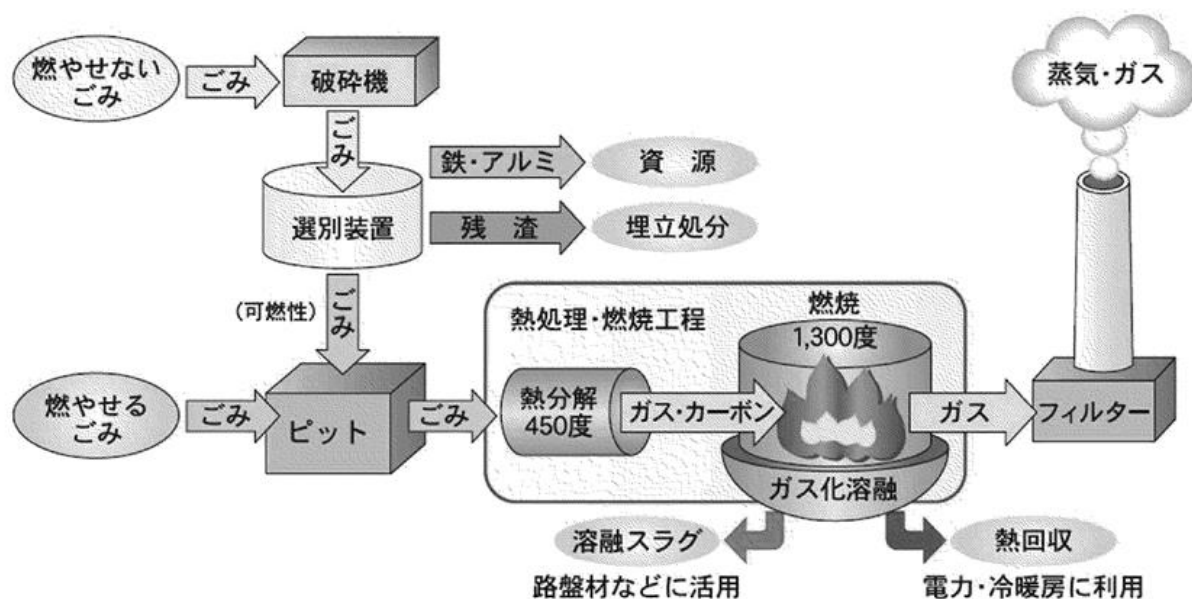
当施設の特徴は、燃やせるごみと可燃性の燃やせないごみを直接焼却するのではなく、プラスチック等のごみが持つエネルギーにより効率的に燃焼溶融する施設で、ごみを熱分解した後、1,300℃の高温で燃焼溶融することにより、ダイオキシン類の発生を抑制し、環境負荷を低く抑えるとともに、処理過程で発生する熱エネルギーは、施設の冷暖房や電力を賄うための発電等に有効活用しています。

また、ごみに含まれる鉄類・アルミ類は回収し、燃焼溶融後の灰分はスラグとして路盤材に利用するなど、最終処分場への埋め立て量を最小限としています。

《環境クリーンセンターの概要》

所 在 地	江別市八幡 122 番地
使 用 開 始	平成14年12月1日
炉 形 式	キルン式ガス化燃焼溶融方式
処理対象物と処理能力	燃やせるごみ 140 トン/日 (70 トン/日×2 炉) 燃やせないごみ 35 トン/日 (5h/日)
発 電 能 力	最大 1,980 kW
リ サ イ ク ル	鉄、アルミ、溶融スラグ
環 境 負 荷 排ガス等排出目標値	ダイオキシン類 0.05 ng-TEQ/Nm ³ 以下 ばいじん 0.01 g/Nm ³ 以下 硫黄酸化物 K 値=3 以下 塩化水素 100 mg/Nm ³ 以下 窒素酸化物 50 cm ³ /Nm ³ 以下 一酸化炭素 30 ppm 以下 全 水 銀 50 μg/Nm ³ 以下
建 設 費	7,298,593 千円 (平成 12~14 年度)

《環境クリーンセンターのごみ処理工程》



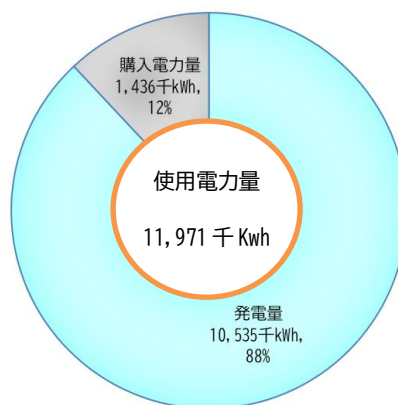
《環境クリーンセンターのダイオキシン類測定値と発電の状況》

ダイオキシン類の測定値は、稼働からこれまで法定基準値より厳しい施設管理基準値を大きく下回っています。

また、令和6年度の発電状況は、環境クリーンセンターの年間使用電力の約88%を賄っており、その発電量は家庭で1年間に使用する電力※の約2,850戸分になります。

区 分	法定基準値	令和6年度 (2024年度)
	施設管理基準値	
1 号 炉	1.0	0.0000006
	0.05	
2 号 炉	1.0	0.0000096
	0.05	

ダイオキシン類測定値
(単位：ng-TEQ/Nm³)



使用電力量内訳
(令和6年度実績)

※ 家庭で1年間に使用する電力量 約3,697kWh

※ 出典：環境省「令和4年度家庭部門のCO2排出実態統計調査」

(2) リサイクルセンター

リサイクルセンターは、本市工栄町に位置し、平成12（2000）年3月の供用開始から令和7（2025）年3月で25年が経過しますが、随時設備の修繕や更新を行い、大きなトラブルなく稼働しています。

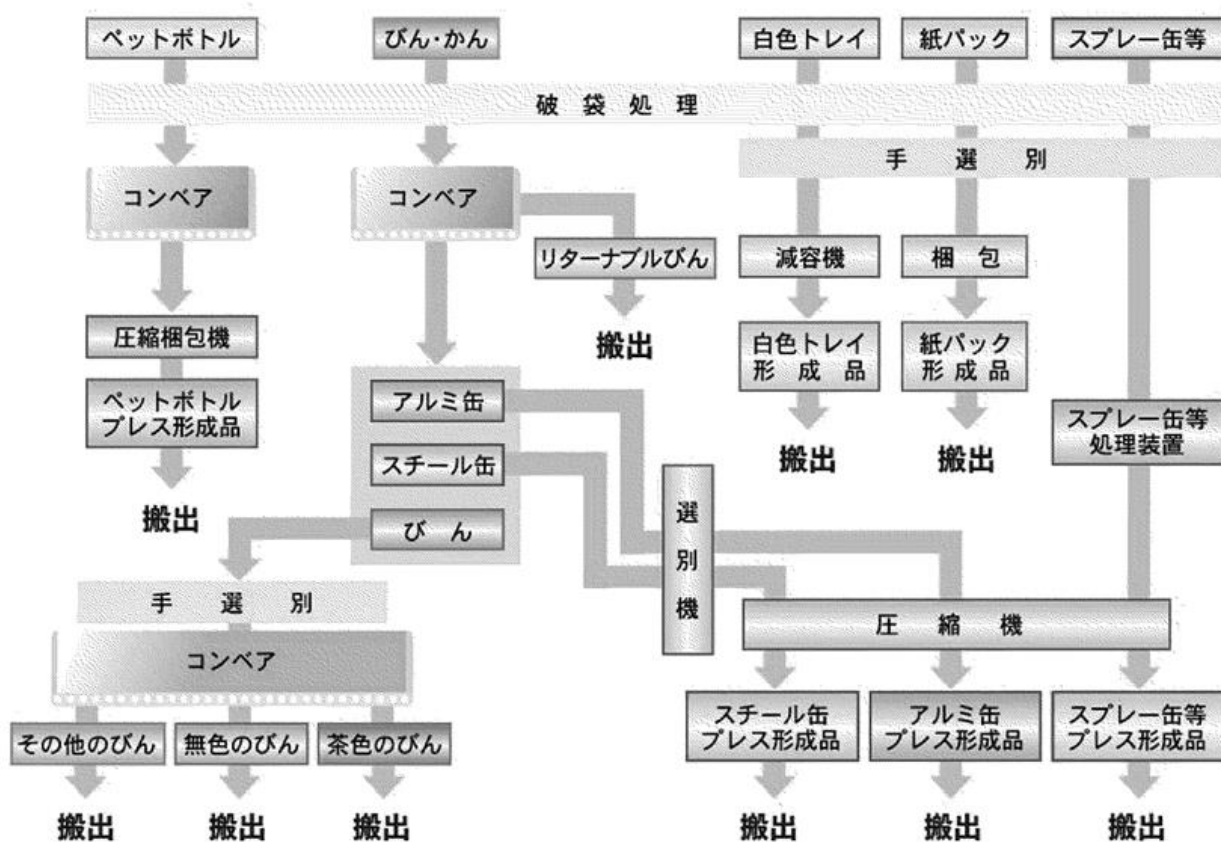
当施設では、資源物のほか、危険ごみとして収集したスプレー缶等の中間処理を行っています。

また、処理方法は、種類に応じて選別、圧縮、減容、梱包を行っています。

《リサイクルセンターの概要》

所在地	江別市工栄町 14 番地 1
使用開始	平成12年3月22日
処理能力	18.5 トン/日
処理対象物	びん類、かん類、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、スプレー缶等
建設費	446,250 千円

《資源物等の処理工程》



2 最終処分場

江別市一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）

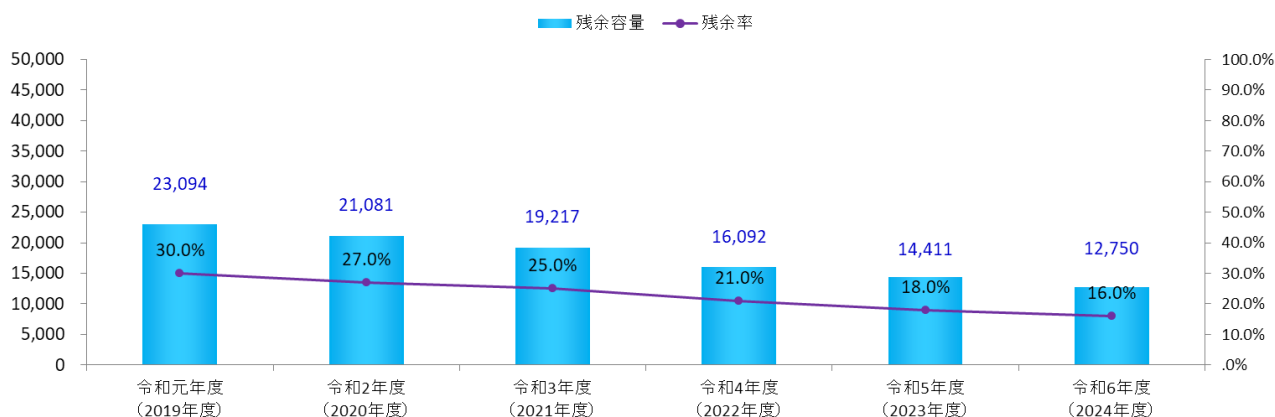
最終処分場は、環境クリーンセンターの建設に併せて隣地に設置し、平成16（2004）年6月の埋め立て開始から令和7（2025）年6月で21年が経過します。

設置当初の計画埋立期間は、平成30（2018）年度までの15年間としていましたが、ごみの減量化や資源化を進めてきたほか、環境クリーンセンターの特徴（11ページ参照）により、直接処分場に埋め立てるごみを必要最小限としてきたことから、令和10（2028）年度頃まで供用する予定です。

令和10年度以降については、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度にかけて次期最終処分場の整備事業を進めます。

《最終処分場の概要》

所 在 地	江別市八幡122番地
供 用 開 始	平成16年6月1日
敷 地 面 積	68,300 m ²
埋 立 面 積	34,000 m ²
埋 立 容 量	78,000 m ³
汚 水 処 理 施 設	污水处理方法：汚水を生物処理や消毒により安全な基準以下に処理 污泥処理方法：污泥物は遠心脱水等で水分を除去した上で焼却処理 処 理 能 力 ：85 m³/日
建 設 費	1,684,665 千円（平成14～15年度）



最終処分場の残余容量の推移 (m³)

※ 最終処分場の残余容量は、測量した値から、処分場内に敷設してあるガス抜き管等の容積を除いた値です。

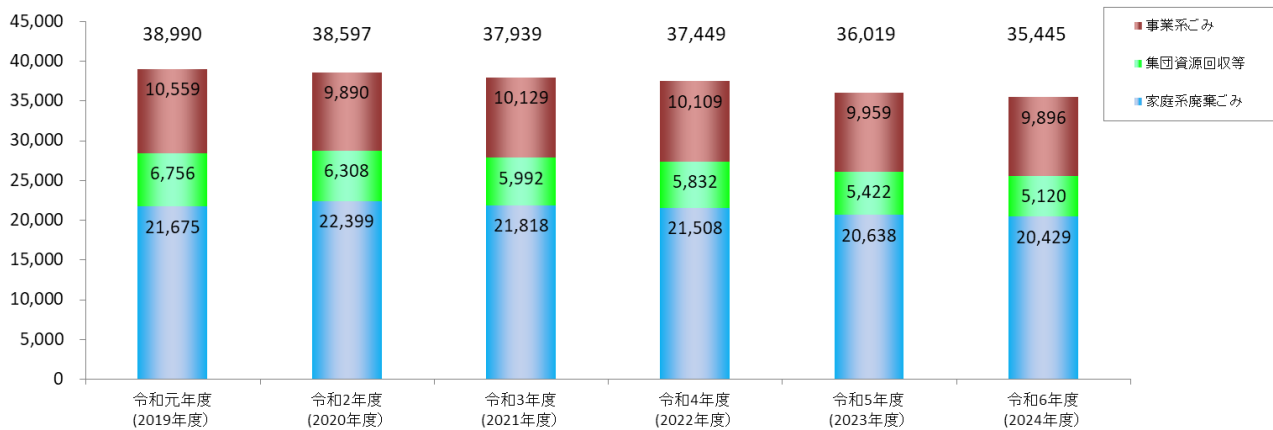
第 3 節 ごみの排出・処理の状況

1 ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量の推移

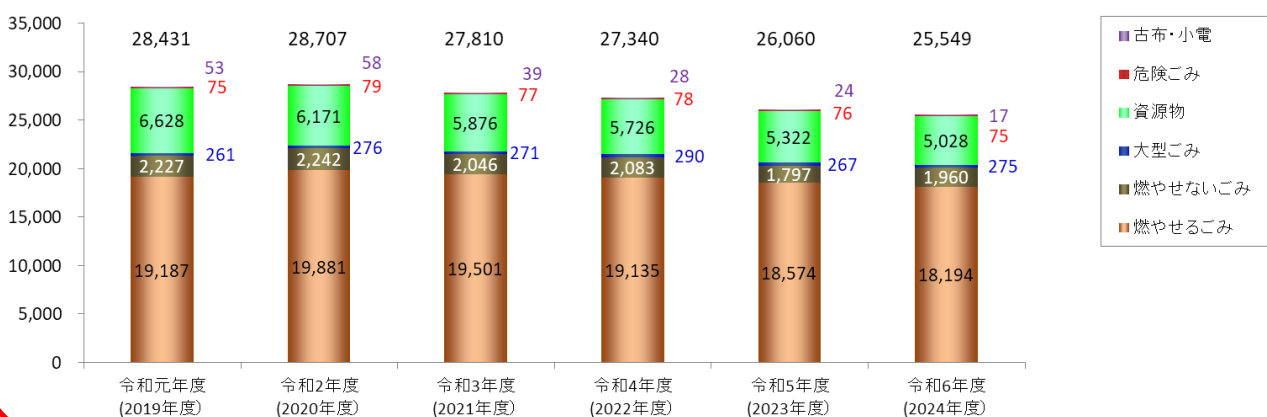
本市のごみ排出量は、全体として家庭系廃棄ごみ、集団資源回収等※、事業系ごみのいずれも減少傾向で推移しています。

令和2年度は、家庭系廃棄ごみが増加し、事業系ごみは減少していますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等、一時的影響によるものと考えられます。



ごみ総排出量の推移 (t)

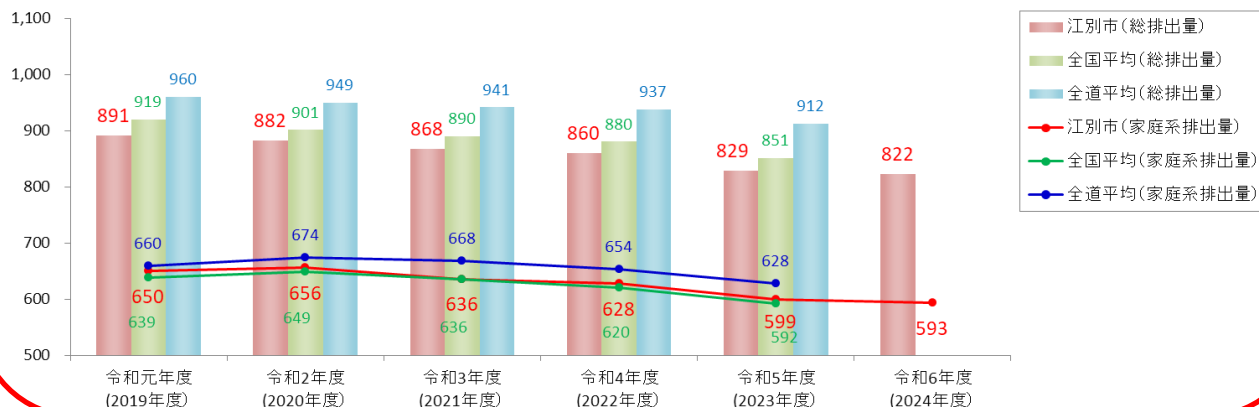
※ 集団資源回収等は、一般廃棄物処理事業実態調査に基づき、「集団資源回収」に市の「資源物・危険ごみ」と「古着・古布及び小型家電拠点回収」を合わせた量で、民間事業者による拠点回収量は含まれません。



家庭系ごみ排出量の推移 (t)

(2) 1人1日当たりのごみ排出量※の比較

本市における1人1日当たりのごみの総排出量は、全国・全道平均を下回っています。
家庭系排出量については、全国平均を僅かに上回っていますが、全道平均を下回っています。



1人1日当たりのごみ排出量の比較 (g)

※ 1人1日当たりのごみ排出量は、排出量を年間日数と人口で除して算出するもので、国（環境省）の算出方法と同じ10月1日現在の住民基本台帳登録人口を使用しています。

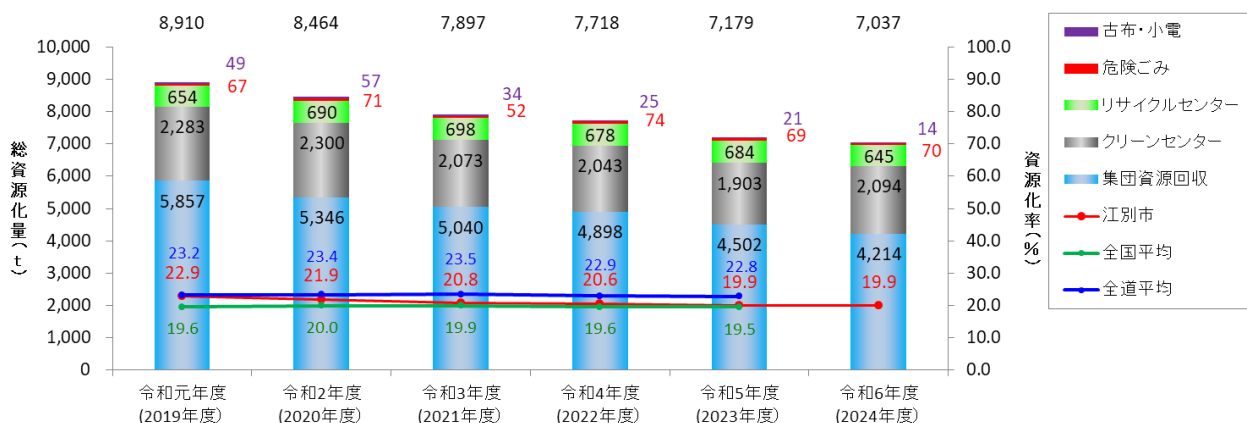
$$\text{1人1日当たりごみ排出量} = \frac{\text{ごみ排出量}}{\text{年間日数} \times \text{人口}}$$

2 資源化の状況

(1) 総資源化量の推移と資源化率（リサイクル率）の比較

総資源化量は、集団資源回収量の減少に伴い、減少傾向で推移しています。

資源化率については、全国平均を上回っていますが、全道平均を下回っています。

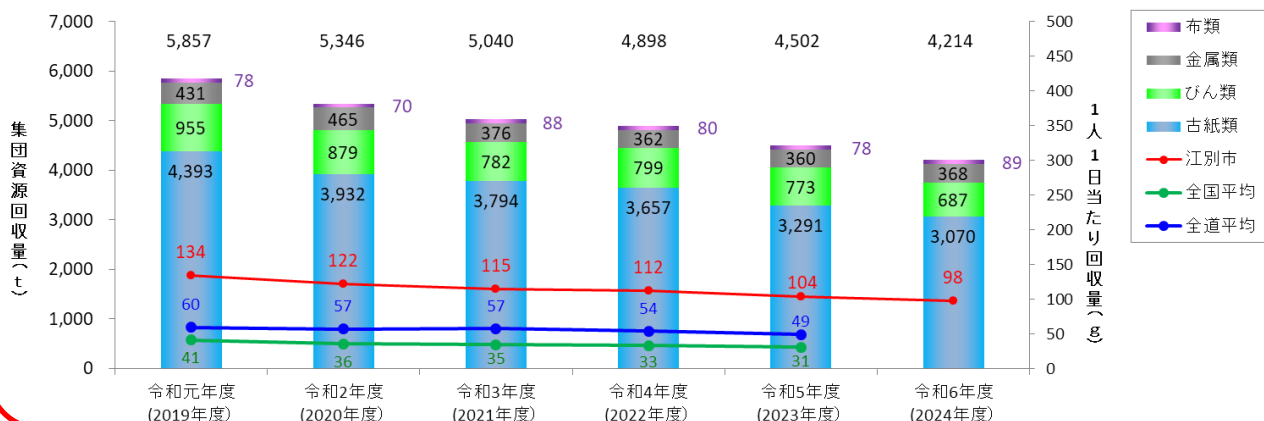


資源化量の推移及び資源化率の比較

$$\text{資源化率} = \frac{\text{資源化量 (中間処理後資源化量 + 直接資源化量 + 集団資源回収量)}}{\text{ごみ総排出量 (計画収集量 + 事業系ごみ + 直接搬入量 + 集団資源回収量)}}$$

(2) 集団資源回収量の推移と1人1日当たり回収量の比較

集団資源回収量は、古紙類が大きく減少している影響により、全体量も減少しています。1人1日当たりの回収量は、全国・全道平均を大きく上回っています。

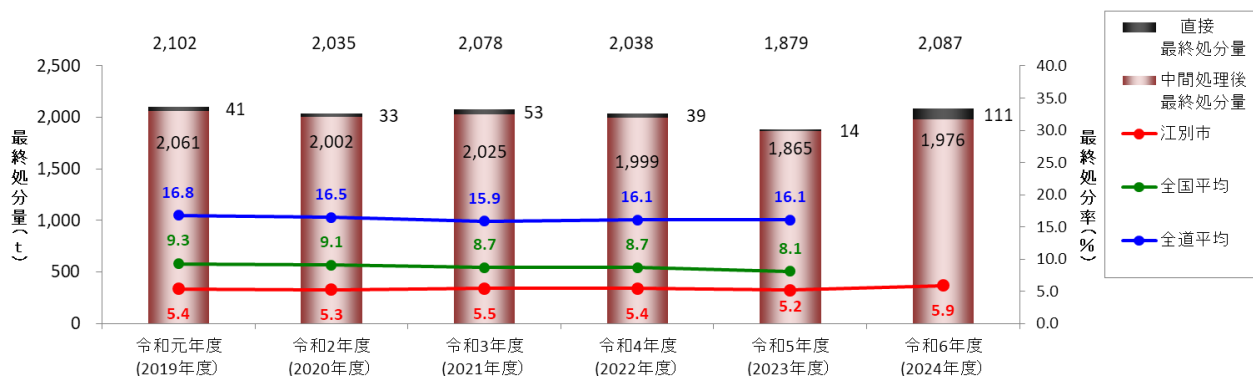


集団資源回収量の推移と1人1日当たり回収量の比較

3 最終処分状況

最終処分量は、毎年度約2,000トンで推移しており、埋め立てられているものは、環境クリーンセンターでの中間処理後の残渣が約98%を占めています。

また、最終処分率※は、5.5%以下で推移し、全国・全道平均を下回っています。令和6年度は、大きな住宅の火災に伴い、多量に発生した災害ごみを最終処分場で受入れたため、最終処分率が5.9%に増加しています。



最終処分量の推移と最終処分率の比較

※ 最終処分率は、最終処分量を総排出量で除して算出します。

$$\text{最終処分率} = \frac{\text{中間処理後埋立量} + \text{直接埋立量}}{\text{ごみ総排出量 (計画収集量 + 事業系ごみ + 直接搬入量 + 集団資源回収量)}}$$

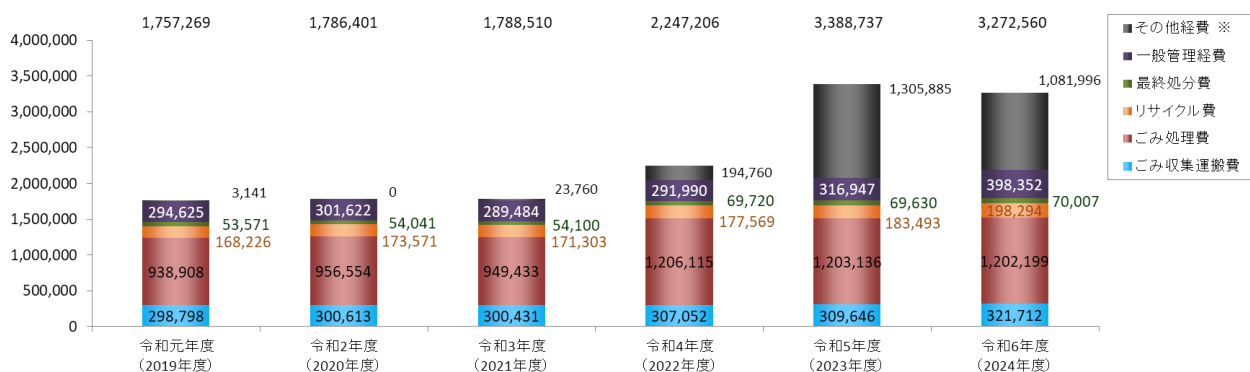
第 4 節 ごみ処理等の収支

1 ごみ処理等にかかる費用の推移

「環境クリーンセンター長期包括的運営管理委託事業」の委託期間（令和4年4月から令和19（2037）年3月まで）における、人件費や物価の上昇による影響等により、ごみ処理費と最終処分費が増加しています。

また、ごみ収集運搬費やリサイクル費、一般管理費も人件費や物価の上昇により増加しています。

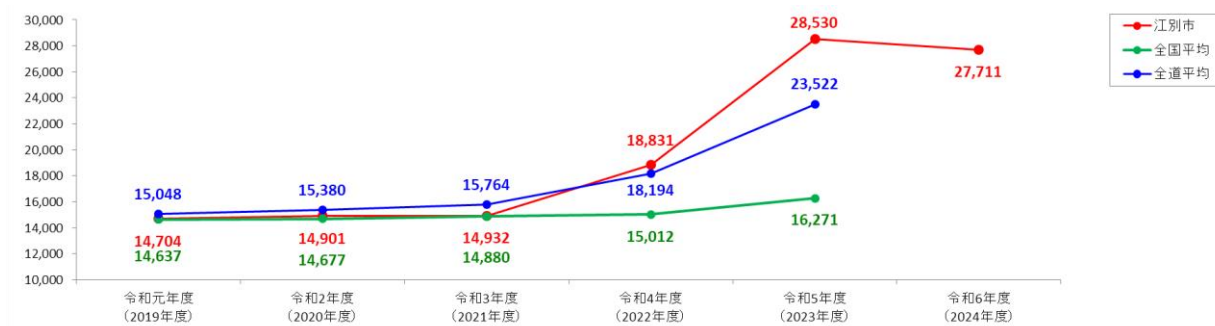
令和4年度以降は、環境クリーンセンター延命化工事と次期最終処分場整備事業の開始により、その他経費が増加しています。



ごみ処理等にかかる費用の推移（千円）

- ※ 変動費は、環境クリーンセンターと最終処分場の長期包括委託費のうち、ごみ処理・処分量に応じた委託費で、単価は1t当たり 3,047 円（税抜）です。
- ※ その他経費は、延命化工事等に伴う資本的支出で、ごみ処理手数料の算定時は、耐用年数で按分した減価償却とし計上します。

1人当たりのごみ処理等にかかる費用は、令和3年度まで全国平均を上回り、全道平均を下回っていましたが、令和4年度以降は、延命化工事や次期最終処分場整備事業の開始により全国、全道平均を上回っています。

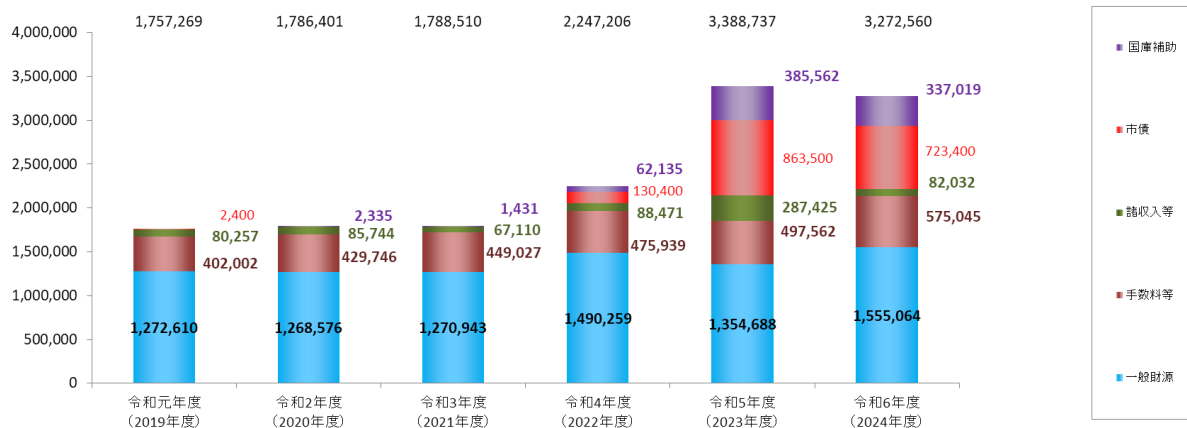


1人当たりのごみ処理等にかかる費用の比較（円）

2 ごみ処理等の財源の推移

令和3年度までは、処理費用の約7割に一般財源を充て、残りをごみ処理手数料や資源物売却収入、他団体負担金※などの諸収入で賄っていました。

令和4年度以降は、環境クリーンセンターの延命化工事や次期最終処分場整備事業に伴い、市債や国庫補助の割合が大きくなっています。



ごみ処理等に充てられる財源の推移（千円）

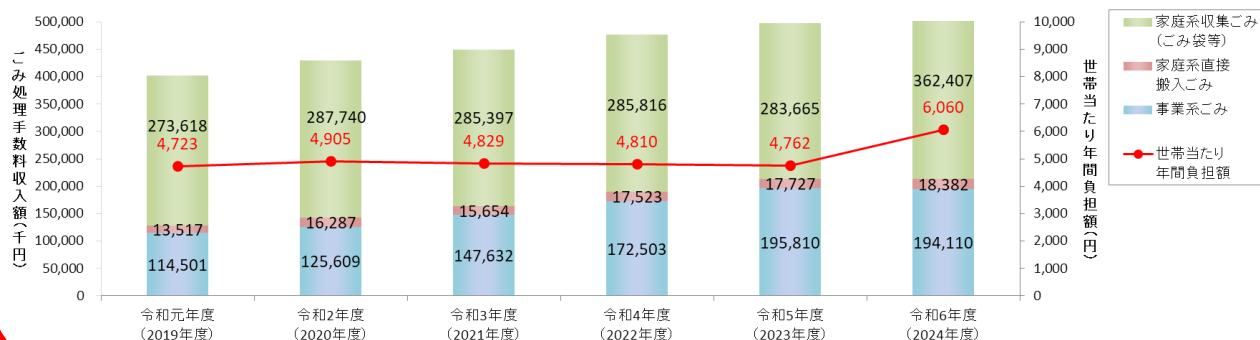
※ 他団体負担金は、本市に隣接する新篠津村の一般廃棄物を、環境クリーンセンターで処理する際の受託収入で、年間約3千万円となっています。

※ 国庫補助は、市町村のごみ処理施設の整備のため、国から循環型社会形成推進交付金（補助率 1/3）が交付されるもので、ごみ処理手数料には算入していません。

3 ごみ処理手数料

ごみ処理手数料（7 ページ参照）には、指定ごみ袋、ごみ処理券、大型ごみシールの販売収入と環境クリーンセンターへの搬入手数料があります。

令和6年度の指定ごみ袋等の収入は、ごみ処理手数料全体の約6割を占めています。



ごみ処理手数料収入額等の推移

第 5 節 計画の状況

1 基本目標の達成状況

令和3（2021）年4月からスタートした本計画は、「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」に基づき、「協働による環境にやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、その実現に向けて、「環境」・「社会」・「経済」の3つの視点に立って、4つの基本方針の下、20の施策に取り組んできました。

施策の実施にあたっては、「市民」、「事業者」、「行政」の3者の協働により、市民サー向上と効率化が図られるよう、ごみの減量化と適正処理を進めてきました。

2 施策の主な取り組み状況

基本方針	施策	主な取り組み			
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
基本方針－1 2Rを優先した 3Rの推進	1-1) 食品ロスの削減		・江別市食品ロス削減推進計画策定	・フードバンク活動等の研究	
	1-2) プラスチックごみの削減	・SNSを活用して使い捨てプラスチック製品等の削減を啓発			
	1-3) 効果的なリユース手法の検討	・民間事業者と連携した大型ごみのリユース事業開始			
	1-4) 集団資源回収の推進		・リサイクルセンターでの集団資源回収のカレット受入拡大		
	1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化	・実施（継続）			
基本方針－2 きれいな まちづくりの推進	2-1) 環境教育の推進	・小学生対象出前講座開催			
	2-2) ごみ出しルールの徹底		・外国人用収集日カレンダー作成及び分別啓発の研究 ・LINEによるごみ収集日のお知らせ開始		・ウルトゥー語用収集日カレンダー作成
	2-3) 地域等との協働による環境保全	・10リットル公共ごみ袋作成			
	2-4) 不法焼却（野焼き）・不法投棄の防止対策		・廃棄物処理業者と不法投棄等の情報提供に関する協定締結		
	2-5) ごみステーションパトロールの強化	・実施（継続）			
基本方針－3 安心で安定的な ごみ処理の推進	3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討（令和2年10月 先行実施）	・継続実施			
	3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討				・紙おむつの無料収集開始（紙おむつに係る減免終了）
	3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施		・基幹的設備改良事業（延命化工事）開始	・次期最終処分場整備事業開始	
	3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営		・環境クリーンセンター長期包括的運営管理委託事業の延長		
	3-5) 非常時における廃棄物対策	・廃棄物処理業者と災害廃棄物の処理等に関する協定締結		・廃棄物処理業者に災害時の一般廃棄物収集運搬業を許可	

基本方針	施策	主な取り組み			
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
基本方針－4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討				・「燃やせないごみ」の 収集日変更及び「ペット ボトル専用」の収集 ・日新設 古着・古布及び小型家 電の拠点回収終了
	4-2) 適正なごみ処理手数料の検討				・家庭系ごみ処理手数料 (指定ごみ袋、ごみ処 理券)を改定
	4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方 法の検討	・日曜日の環境クリーン センター直接搬入廃止			
	4-4) 資源物収集品目等拡大の検討	・検討(継続)			
	4-5) ごみ処理の広域化の検討	・検討(継続)			
その他	その他の施策				・民間事業者とペットボ トルの水平リサイクル に関する協定締結

《主な取り組み》

➤ 江別市食品ロス削減推進計画（令和5年3月策定）

「もったいないの心を大切に 市民・事業者・行政の協働による食品ロス削減の推進」を基本理念
に3つの基本方針の下、7つの施策に取り組むことで食品ロスを削減する計画

➤ フードバンク活動等の研究

江別市食品ロス削減推進計画に基づき、フードドライブ活動（主に企業や農家から食品を寄贈して
もらい、必要としている人へ届ける活動）等の研究（北翔大学と連携）

➤ SNSを活用して使い捨てプラスチック製品等の削減を啓発

SNS（X、Instagram）を活用して、使い捨てプラスチック製品等の削減に向け、マイバッグ、
マイボトル、マイカトラリー（ナイフ、スプーン、フォークなどの総称）等の持参運動を啓発

➤ 民間事業者と連携した大型ごみのリユース事業開始

（株）ジモティーが運用するインターネットサイトで、大型ごみで収集したスキーと学習机をリユ
ースする事業

➤ リサイクルセンターでの集団資源回収のカレット受入拡大

集団資源回収のカレットを安定的・効率的に資源化するため、リサイクルセンターで受入

➤ 小学生対象出前講座

小学生を対象として、料理（カレーライス）の食材購入に伴う包装容器等にかかるごみの処理費・
減量等をゲーム方式で学ぶほか、海洋プラスチック問題や食品ロスについても学ぶ出前授業（日本
リサイクルネットワーク・えべつ主催）

➤ 外国人用収集日カレンダー作成及び分別啓発の研究

外国人用（英語・中国語）収集日カレンダー作成及び分別啓発の研究（SNSで15秒CM作成・
公開）

➤ LINEによるごみ収集日のお知らせ開始

本市の公式LINEによりごみ収集日等の情報を発信

- ウルドゥー語用収集日カレンダー作成
市内在住のパキスタン人の協力を得て、同国公用語のごみ収集日カレンダーを作成
- 10ℓ公共ごみ袋作成
これまでの40ℓ公共ごみ袋に加え、10ℓ公共ごみ袋を作成
- 廃棄物処理業者と不法投棄等の情報提供に関する協定締結
廃棄物処理業者と不法投棄等の情報提供に関する協定締結
- 紙おむつの無料収集開始（令和6年10月）
「燃やせるごみ」と一緒に紙おむつを無料収集し、紙おむつに係るごみ処理手数料の減免を終了
- 基幹的設備改良事業（延命化工事）開始
環境クリーンセンターの延命化を図るため、基幹的設備改良工事を実施（令和4年度～令和7年度）
- 次期最終処分場整備事業開始
現最終処分場が令和10（2028）年度で埋立終了予定のため、隣地に次期最終処分場を整備
- 環境クリーンセンター長期包括的運営管理委託事業の延長
平成19（2007）年10月から15年6か月間の委託事業が終了したことに伴い、新たに令和4年4月から令和19（2038）年3月までの15年間の委託事業を開始
- 廃棄物処理業者と災害廃棄物の処理等に関する協定締結
廃棄物処理業者と災害時の処理（仮置き場を含む）に関する協定を締結
- 廃棄物処理業者に災害時の一般廃棄物収集運搬業を許可
大規模災害のほか、平時の火災に伴い発生する災害ごみについて、建物の解体も含め一体となって収集運搬する許可を市内3事業者に付与
- 「燃やせないごみ」の収集日変更及び「ペットボトル専用」の収集日新設（令和6年10月）
「燃やせないごみ」の収集曜日を「資源物・危険ごみ」と同じ収集曜日に変更し、「燃やせないごみ」の収集月2回のうち1回をペットボトル専用の収集に変更
- 古布及び小型家電の拠点回収の終了（令和6年10月）
集団資源回収や民間事業者による拠点回収での回収を踏まえ、市公共施設6か所の拠点回収を終了
- 家庭系ごみ処理手数料（指定ごみ袋、ごみ処理券）を改定（令和6年10月）
ごみ処理を安定的に行うため、指定ごみ袋の金額を1リットル当たり2円から3円に改定し、ごみ処理券は80円から100円に、160円から200円に改定
- 環境クリーンセンター直接搬入見直し
日曜日の搬入を廃止
- 民間事業者とペットボトルの水平リサイクルに関する協定締結
「江別市と北海道コカ・コーラボトリング株式会社とのまちづくりに関する包括連携協定」に基づき、「ペットボトルの資源循環型リサイクル及びごみ減量に関する細目協定」を締結し、令和7年度から使用済みペットボトルの水平リサイクルを開始

3 中間年度の目標値と実績値※の比較

計画策定当初における目標値は、令和元（2019）年度を基準年度として設けています。

中間目標年度である令和7（2025）年度における達成状況を測るため、計画4年目にあたる令和6（2024）年度の実績値を基に、中間目標と比較し、達成状況を測りました。

（1）発生抑制の比較

発生抑制の目標のうち、「1人1日当たり」の総排出量は、家庭系廃棄ごみが0.8%増加した一方、集団資源回収等が51.6%減少したことなどから、中間目標870gに対し、令和6年度実績はマイナス48gと見込まれ、目標を達成できる見通しです。

「年間排出量」は、事業系ごみは目標に届かない一方、家庭系ごみの削減により、総排出量の中間目標37,530tに対し、令和6年度実績はマイナス2,085tと見込まれ、目標を達成できる見通しです。

区 分		令和元年度 2019年度 (基準年度)	令和6年度 2024年度 (実績値)	令和7年度 2025年度 (中間目標年度)			中間目標年度 達成状況
				目標値	令和6年度比較 2024年度		
					増減	増減率	
年間排出量	総排出量※	38,990t	35,445t	37,530t	-2,085t	-5.9%	達成
	家庭系ごみ	28,431t	25,549t	28,030t	-2,481t	-9.7%	達成
	家庭系廃棄ごみ	21,675t	20,429t	20,270t	159t	0.8%	未達成
	集団資源回収等	6,756t	5,120t	7,760t	-2,640t	-51.6%	未達成
	事業系ごみ	10,559t	9,896t	9,500t	396t	4.0%	未達成
1人1日当たり	総排出量※	892g	822g	870g	-48g	-5.8%	達成
	家庭系ごみ	650g	593g	650g	-57g	-9.7%	達成
	家庭系廃棄ごみ	496g	474g	470g	4g	0.8%	未達成
	集団資源回収等	154g	119g	180g	-61g	-51.5%	未達成

※ 総排出量は、家庭系ごみと事業系ごみの合計で、家庭系ごみには、家庭系廃棄ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ）に集団資源回収等（資源物、危険ごみ、古着・古布、小型家電、集団資源回収）が含まれており、本市の排出抑制の目標値は、人口の増減による影響を大きく受けない1人1日当たりのごみ排出量を用いています。

※ 集団資源回収等の目標値が大きく下回った要因としては、インターネットサービス等の拡大に伴う新聞・雑誌のペーパーレス化や民間事業者による資源物の拠点回収の影響が考えられます。

(2) 資源化の比較

令和6年度における資源化率は、19.9%で、中間目標値を6.1ポイント下回っており、中間目標年度における目標到達は難しい状況です。

区 分	令和元年度 2019年度 (基準年度)	令和6年度 2024年度 (実績値)	令和7年度 2025年度 (中間目標年度)			中間目標年度 達成状況
			目標値	令和6年度比較 2024年度		
				増減	増減率	
資源化量	8,910t	7,037t	9,800t	-2,763t	-39.3%	未達成
資源化率 (リサイクル率)	22.9%	19.9%	26.0%	-6.1ポイント	—	未達成

(3) 最終処分の比較

最終処分については、環境クリーンセンターの特性（11 ページ参照）から、現在と同規模程度の処分場（14 ページ参照）を新たに設置した場合でも、埋立期間を15年以上可能とするため、中間目標年度における最終処分率5.4%以下、累計最終処分量15,000m³以下としています。

これに対して、令和6年度の最終処分率5.9%（17 ページ参照）は、中間目標値を上回っているものの、令和3（2021）年度からの累計最終処分量は14,680m³で、残余容量※が12,750m³（14 ページ参照）あることから、目標は達成可能な見通しです。

区 分	令和元年度 2019年度 (基準年度)	令和6年度 2024年度 (実績値)	令和7年度 2025年度 (中間目標年度)	中間目標年度 達成状況
			目標値	
累計最終処分量	—	14,680m ³	15,000m ³	達成可能
最終処分率	5.4%	5.9%	5.4%	未達成

※ 累計最終処分量には最終覆土は含まれません。

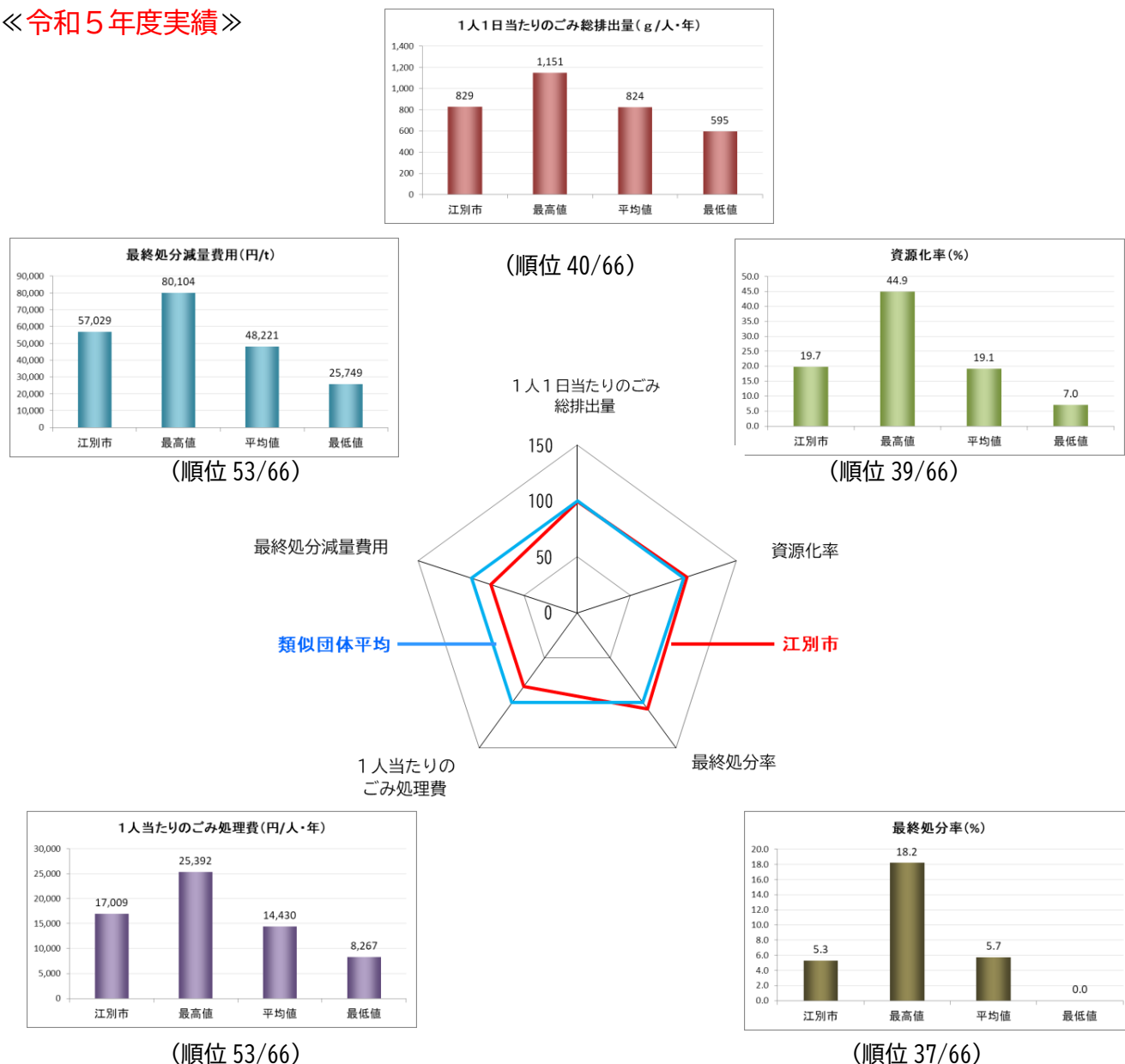
※ 残余容量は、測量値から、処分場内に敷設してあるガス抜き管等の容積を除いた値です。（再掲）

4 ごみ処理の水準

本市のごみ処理の水準は、1人1日当たりのごみ排出量など、5つの指標を類似団体※（66自治体）と比較することができます。

本市の水準は、次のレーダーチャート※のとおりで、値が大きいほど優れていることを表しており、令和5（2023）年度は、順位は全て中間より下位ですが、資源化率と最終処分率の平均値は類似団体を上回っています。

≪令和5年度実績≫



※ 類似団体は、人口規模や産業構造が本市と類似する自治体で、令和5年度は本市を含め、66自治体あります。

※ レーダーチャートは、類似団体の平均値を100としたときの本市の水準を示す値（偏差値）で、環境省が毎年実施する一般廃棄物処理事業実態調査に基づき公表しており、ここでは、令和7年度に公表されている値（令和5年度実績）を掲載しています。

5 市民・事業者の動向

これまで実施してきた施策の検証には、市民や事業者のごみ処理の実態や動向等も必要であることから、本計画の見直しにあたり令和6（2024）年度に市民アンケートと事業所アンケートを実施しており、調査結果の概要は、以下のとおりです。

（1）市民アンケート

① 調査の概要

- ・実施期間：令和7（2025）年2月3日～3月3日
- ・調査対象：市民3,000人 ・回答率：42.0%（1,259人） ・調査項目：17項目

② 主な調査結果（属性の除く11項目）

➤ ごみ問題への関心度について

食品ロスの問題（17%）とプラスチックごみの問題（17%）の回答が多く、次に労働力不足により、ごみを処理する人が確保できなくなること（15%）でした。

選択肢	割合
労働力不足により、ごみを処理する人が確保できなくなること	15%
ごみ処理費用が増えることで、市の財政に負担を与えること	14%
災害（地震・水害）や火災により、ごみ処理に影響が出ること	11%
ごみ処理（焼却・埋立など）により、環境へ影響を与えること	12%
ごみステーションやその周辺が汚れて、地域の生活環境が悪くなること	13%
まだ食べられるものが捨てられる食品ロスの問題	17%
プラスチックごみによる海洋汚染問題	17%
その他	1%
計	100%

➤ 環境クリーンセンター直接搬入のごみ処理手数料について

無回答を除く市民（70%）の半数以上が「安い」（41%）としています。

選択肢	割合
妥当	9%
高い	8%
安い	41%
わからない	12%
無回答	30%
計	100%

➤ リサイクルや分別に関しての考え方について

無回答を除く市民（84%）の半数弱が「費用はかけてもよいが、手間をできるだけかけないでリサイクルを推進すべき」（41%）としており、リサイクルを進める上で、分別のしやすさが重要であると考えられます。

選択肢	割合
手間や費用がかかってもリサイクルを推進するべきである	9%
手間がかかってもよいが、費用はできるだけかけないでリサイクルを推進するべきである	8%
費用がかかってもよいが、手間はできるだけかけないでリサイクルを推進するべきである	41%
手間も費用もかけないで、できる範囲でリサイクルを推進するべきである	12%
手間も費用も増えるなら、リサイクルを推進するべきでない	8%
わからない	6%
無回答	16%
計	100%

➤ リサイクルを進める品目について

「草・木」(34%) が最も多く、次に「生ごみ」(29%) となっており、国がリサイクルを推進する「プラスチック製容器」は、「発泡スチロール」とあわせて 25%でした。

選択肢	割合
生ごみ	29%
草・木枝類	34%
プラスチック製容器	6%
発泡スチロール	19%
廃食用油（植物性の天ぷら油）	3%
特にない	5%
その他	0%
無回答	4%
計	100%

➤ ごみの分別や収集日を調べる方法について

ごみの分別や収集日を調べるときに利用する手段は、「分別の手引き・収集日カレンダー」(76%) が最も多く、次に「市公式アカウントLINE」(11%) となっています。

選択肢	割合
分別の手引きや収集日カレンダー	76%
ごみ出しアプリ「5374.JPえべつ」	7%
江別市公式LINE	11%
江別市のホームページ	5%
その他	0%
無回答	1%
計	100%

➤ 家庭でのごみ減量やリサイクルの取り組みについて

いつもしている取り組みは「洗剤などは詰替えタイプを選んで買う」(77%) が最も多く、2番目に「ごみと資源物の分別を徹底する」(71%) となっており、3番目に「マイバッグを持参して、店のレジ袋を断る」(69%) で、最も少なかったのは「使いきれない未開封品は、フードドライブに寄付をする」(2%) でした。

取組事項	取組の程度	るしいてつ いも	て大 い体 るし	て時 い々 るし	なし いて い	無 回 答	計
マイバッグを持参し、店のレジ袋は断る		69%	23%	4%	2%	2%	100%
飲食の時には、使い捨て容器を使用せず、マイカップ、マイボトルを使用している		24%	25%	17%	29%	5%	100%
洗剤などは詰め替えタイプを選んで買う		77%	15%	3%	1%	4%	100%
食材の買いすぎや食べ残しをせず、外食時は食べきれいる分だけ注文するなど、生ごみを出来るだけ出さない		54%	37%	5%	1%	3%	100%
すぐに食べる場合は、商品のてまえどりをする		30%	34%	18%	12%	6%	100%
使いきれない未開封品は、フードドライブへ寄付する		2%	1%	6%	86%	5%	100%
家具や衣類・書籍等は、ジモティー等のフリマアプリやリユースショップに売却する		7%	11%	29%	49%	4%	100%
資源物は、集団資源回収や「じゅんかんコンビニ24」などの民間の回収拠点に出す		56%	17%	13%	10%	3%	99%
生ごみの減量（コンポストで堆肥化・水kリ等）する		20%	22%	14%	41%	4%	101%
ごみと資源物の分別を徹底する		71%	23%	2%	1%	3%	100%
その他		2%	0%	0%	0%	98%	100%

➤ 資源物の排出先について

よく使う資源物の排出先では、最も多いのは「燃やせるごみ・燃やせないごみ」（74%）で、次に「市の資源物収集」（72%）となっています。

資源物の排出方法	取組の程度	う よ く 使	か 時 う 々 つ	い 使 わ な	い 分 ら な	無 回 答	計
市の資源物収集日		72%	16%	5%	2%	5%	100%
自治会などが実施する集団資源回収		65%	13%	12%	4%	6%	100%
「じゅんかんコンビニ24」などの民間回収拠点		30%	34%	22%	6%	8%	100%
市の燃やせるごみ・燃やせないごみ		74%	7%	11%	2%	6%	100%

➤ ごみステーションの状況について

ごみステーションの状況で「よく見る」と「時々見る」を合わせて、最も多かったのは「カラスなどに荒らされてごみが散乱している」（34%）で、次に「正しく分別されていない」（31%）となっています。

ごみステーションの状況	取組の程度	見 よ く	見 時 々	い 見 殆 ど	い 見 全 く	な 分 い ら	答 無 回	計
正しく分別されていない		4%	27%	36%	15%	12%	6%	100%
収集日・時間が守られていない		6%	18%	33%	24%	13%	6%	100%
カラスなどに荒らされてごみが散乱している		8%	26%	28%	32%	2%	4%	100%
「指定ごみ袋」を使わずに出されている		2%	8%	28%	52%	5%	5%	100%
市が収集しないテレビなどのごみが出されている		0%	4%	26%	58%	7%	5%	100%
お店のごみや違う地区の人のごみが出されている		1%	10%	22%	44%	17%	6%	100%
その他		1%	1%	0%	1%	0%	97%	100%

➤ ごみの収集方式について

「現在のステーション方式がよい」は73%で、主な理由は「不都合はない」、「戸別収集にして欲しい」は12%で、主な理由は「マナーが悪い」となっています。

選択肢	割合
現在のステーション方式がよい	73%
戸別収集方式にして欲しい	12%
どちらでもよい	5%
わからない	1%
無回答	9%
計	100%

➤ ごみ・資源物の収集回数の適否について

収集回数が「妥当」の割合は「燃やせるごみ」89%、「燃やせないごみ」71%、「資源物・危険ごみ」81%、「ペットボトル専用」71%となっており、「少ない」の割合が多かったのは「燃やせるごみ」21%、「ペットボトル専用」14%となっています。

収集回数		妥当	多い	少ない	分らない	無回答	計
種 別							
燃やせるごみ（週2回）		89%	1%	2%	4%	4%	100%
燃やせないごみ（月1回）		71%	1%	21%	3%	4%	100%
資源物・危険ごみ（月2回）		81%	4%	8%	2%	5%	100%
ペットボトル専用（月1回）		71%	4%	14%	6%	5%	100%

➤ 過去5年間の主な施策・清掃事業全般の満足度について

「満足している」、「少し満足している」を合わせると「ごみ処理手数料の改定」13%、「ペットボトル専用収集日の新設」46%、「紙おむつの無料収集」36%、「土曜日収集の廃止」40%、「ごみ出し困難者に対する戸別収集開始」35%、「ジモティーを活用したリユース事業」16%、「清掃事業全般」52%となっています。なお、「あまり満足していない」と「まったく満足していない」の合計が最も多かったのは「ごみ処理手数料の改定」（37%）となっています。

満足度	満足している	少し満足している	普通	あまり満足していない	満足していない	分らない	無回答	計
施 策								
ごみ処理手数料の改定	9%	4%	38%	25%	12%	5%	7%	100%
ペットボトル専用収集日の新設	32%	14%	30%	5%	3%	9%	7%	100%
紙おむつの無料収集	30%	6%	22%	2%	2%	30%	8%	100%
土曜日収集の廃止	35%	5%	32%	3%	2%	17%	6%	100%
ごみ出し困難者に対する戸別収集開始	25%	10%	20%	2%	1%	35%	7%	100%
ジモティーを活用したリユース事業	11%	5%	21%	2%	1%	51%	9%	100%
清掃事業全般	37%	15%	33%	5%	1%	4%	5%	100%

(2) 事業所アンケート

① 調査の概要

- ・実施期間：令和6（2024）年12月24日～令和7（2025年）年1月31日
- ・調査対象：300 事業所 ・回答率：35.7%（107 事業所） ・調査項目：14 項目

② 主な調査結果（属性を除く 9 項目）

➤ 市のごみ処理事業に対する満足度について

「満足している」、「少し満足している」、「普通」を合わせると 88%で、これらの事業者は江別市のごみ処理事業に不満を感じていないと考えられます。

選択肢	割合
満足している	50%
少し満足している	14%
普通	24%
あまり満足していない	3%
まったく満足していない	1%
わからない	8%
無回答	1%
計	100%

➤ ごみ処理に関する法令等による区分の認知度について

「十分知っている」と「だいたい知っている」を合わせると 75%で、事業者は、一定程度ごみに関する法令等を知っていると考えられます。

選択肢	割合
十分知っている	25%
だいたい知っている	50%
一部は知っている	15%
あまり知らない	5%
まったく知らない	1%
無回答	4%
計	100%

➤ 収集運搬業者への委託状況について

ごみの収集運搬を委託していないと回答した 14%の事業者については、自社でごみ処理場の直接持ち込んでいるか、自己処理又はごみが出ない状況と思われます。

選択肢	割合
契約している	85%
契約していない	14%
無回答	1%
計	100%

➤ 1 か月当たりのごみ処理費について

50,000 円以下が約 7 割を占め、最も多かったのは「20,000 円超～50,000 円以下」(26%)で、次に「5,000 円以下」(17%)でした。

選択肢	割合
5,000円以下	17%
5,000円超～10,000円以下	13%
10,000円超～20,000円以下	12%
20,000円超～50,000円以下	26%
50,000円超～100,000円以下	11%
100,000円超	11%
無回答	10%
計	100%

➤ ごみ処理手数料について

事業系ごみ処理手数料は令和2（2020）年10月に110円/10kgから200円/10kgに改定（最終改定令和4年10月）しましたが、「妥当である」との回答は72%ありました。

選択肢	割合
安い	4%
妥当である	72%
高い	12%
無回答	12%
計	100%

➤ ごみ減量とリサイクルの取り組みについて（複数選択）

最も多い取り組みは「ごみと資源物の分別を徹底している」（71個）、次に「ペーパーレス化を推進している」（51個）となっており、業種に関係なく取り組めるものが多い傾向となっています。

選択肢	回答数
ごみの減量やリサイクルを事業所内に呼びかけている	40
ごみと資源物の分別を徹底している	71
ペーパーレス化を推進している	51
容器や包装の軽量化・簡素化に努めている	13
資源物の店頭回収を行っている	15
割り箸の撤廃やマイボトルの推奨など、「使い捨て」の削減に努めている	16
お客さまに対し、マイバックを推奨している（レジ袋有料化含む）	17
料理の食べきりやお持ち帰りの推奨など、食品ロスの削減に努めている	10
容器包装を紙袋等の素材に切り替えている	4
プラスチック容器包装の有料化または値上げ	2
その他	3

➤ ごみ処理の課題について（複数選択）

最も多い課題は、「紙類は機密文章が多く、リサイクルが難しい」（28個）、次に「資源物の保管場所が確保できない」（24個）となっており、費用的な課題（「分別に手間や費用がかかる」、「ごみとして処理した方が費用は安くなる」、「使い捨て製品の方が低コストであるため、難しい」）を上回っています。

選択肢	回答数
リサイクルできそうなものがない	13
資源物の保管場所が確保できない	24
ごみの減量やリサイクルの方法がわからない	4
従業員にごみの減量や分別の意識を浸透させることが難しい	22
分別に手間や費用がかかる	21
紙類は機密文書が多く、リサイクルが難しい	28
食品の売れ残りや食べ残しが多く、ごみの減量が難しい	7
ごみとして処理した方が費用が安くなる（経済的メリットがない）	4
容器や包装はサービスの一環であり、有料化が難しい	2
衛生上の問題から使い捨て製品を使用せざるを得ない	18
使い捨て製品の方が低コストであるため、やめるのは難しい	6
特に問題はない	28
その他	5

➤ 食品ロスの削減について（複数選択）

食品関連の事業者が対象のため、他の設問より回答数は少ないですが、最も多い回答は「食品の在庫や賞味期限をこまめにチェックしている」（21 個）で、次に「食品を仕入れすぎない、買い過ぎないまたは料理を作りすぎない」（19 個）となっており、ごみ排出抑制の取り組みが多い傾向となっています。

選択肢	回答数
食品の在庫や賞味期限をこまめにチェックしている	21
食品を仕入れすぎない、買い過ぎないまたは料理を作りすぎない	19
フードバンクやフードドライブ等に協力している	3
宴会時は食べきり（30・10運動など）を実践している	0
お客様の食べ残した料理の持ち帰りをみとめている	1
食品のてまえどり運動を行っている（販売時の呼びかけまたは食品購入時）	5
その他	4

➤ ごみに関する情報について（複数選択）

ごみに関する情報は「ごみ処理を依頼している業者への問い合わせ」（55 個）が一番多いですが、江別市からの情報（江別市作成パンフレット、ホームページ）も合計 77 個となっています。

選択肢	回答数
江別市作成パンフレット「事業系ごみ 出し方・分け方」の確認	39
江別市のホームページ内を検索	38
ごみ処理を依頼している業者への問い合わせ	55
同業者からの情報入手や本社等への問い合わせ	13
その他	2

6 ごみ処理の課題

(1) 発生抑制

ごみの排出量や組成は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い減少が生じるなど、社会状況や経済の動向に影響を受ける場合があります。

海外の紛争、国際情勢の不安定化の起因するエネルギーはじめとする物価の高騰、国内においては、少子高齢化に伴う人材不足などの経済環境の変化などがごみの発生量に影響を及ぼすことが予想されます。

このような先の見通しがつきにくい状況の中であっても、本市においては、古紙類の減少による家庭系ごみ量の減少を踏まえつつ、引き続き、環境負荷の低減を図るため、ごみの発生抑制について、粘り強く取り組む必要があります。

(2) 資源化（リサイクル）

ごみの資源化は、環境負荷の低減を進める上で重要な取り組みです。一方で、資源化を進めるには、施設の建設や設備を動かすための電力など、新たなエネルギーが消費されるほか、収集体制の確保や行政コスト、発生抑制とのバランス等を考慮する必要があります。

国は、国内におけるプラスチックを包括的に資源循環させるため、令和4年に「プラスチック資源循環法」を施行し、使用済みプラスチック製品の資源化を推進しています。

しかしながら、本市においては、プラスチックごみは、環境クリーンセンター（11ページ参照）を効率的に稼働するエネルギー源となっていることから、当施設の供用期間中のプラスチックごみ資源化は困難な状況にあります。

このため、令和19（2037）年度以降の次期ごみ処理の在り方の検討に合わせて、プラスチックごみの資源化を検討していきます。

このほか、市民アンケート（27ページ参照）や本市の資源化率の水準を踏まえ、様々なごみの資源化を検討する必要があります。

(3) 市民ニーズとごみ処理の効率化

本市では、多様化する市民ニーズに対応するとともに、効率的なごみ処理に取り組んでいましたが、近年の人件費上昇や物価高騰によるコスト増が大きな負担となっています。

今後ごみ処理を安心・安全・安定的に行っていくためには、二酸化炭素の削減など、環境面への配慮に加え、費用対効果等の経済的側面を考慮して、より一層ごみ処理体制を効率的に見直す必要があります。

第 2 章 ごみ処理基本計画

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

前章までの状況や課題などを踏まえた上で、「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」が掲げる将来都市像「幸せが未来へつづくまちえべつ」を実現に向けて、本計画の基本理念を「協働による環境にやさしいまちづくり」とします。

協働による環境にやさしいまちづくり

(2) 協働（市民、事業者、市の役割）

《市民の役割》

市民は、これまでのライフスタイルを可能な限り見直し、ごみの発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）の2 Rを優先的に取り組むとともに、再生利用（リサイクル）を加えた3 Rの促進のほか、きれいなまちづくりに努めるものとします。

《事業者の役割》

事業者は、ごみの分別排出を徹底するなど、自らの責任においてごみの減量化・資源化の取り組みを進めるほか、生産、流通、販売等の段階で事業活動スタイルを見直すなど、市民（消費者）とともに、使い捨て容器や食品ロスの削減等に努めるものとします。

《市の役割》

市は、市民、事業者が、ごみ処理の現状や将来について、より一層関心を持つよう分かりやすい情報を発信しながら、協働によるごみの減量化・資源化の取り組みを進めるとともに、安心・安全・安定的なごみ処理体制の確保と施設等の適正な維持管理を行っていくものとします。

また、今後の社会情勢の変化や法制度の変更に応じて、市民や事業者が議論できる環境を整備するものとします。

(3) 基本方針

本計画の基本理念の実現に向け、「環境」・「社会」・「経済」の3つの視点に立って、4つの基本方針を定め、具体的な施策に取り組みます。

基本方針1 《2Rを優先した3Rの推進》

ごみの排出者となり得る全ての者が、発生抑制と再使用に対し関心を持ち、優先して取り組める環境を整え、使い捨て容器や食品ロスの削減を進め、可能な限り環境負荷の低減を図ります。

基本方針2 《きれいなまちづくりの推進》

市民や事業者が、不法焼却（野焼き）や不法投棄のないきれいなまちづくりに取り組むための環境教育や広報機能の充実を図ります。

基本方針3 《安心で安定的なごみ処理の推進》

少子高齢化が進むなどの社会情勢を踏まえ、誰もがごみの処理に困らないよう、安心で安定的なごみ処理体制を確保します。

基本方針4 《経済的・効率的なごみ処理の推進》

これまでの事業に対する費用対効果を検証するなど、各事業の業務内容を見直すことにより、市民や事業者に理解と協力が得られる経済的・効率的なごみ処理を推進します。

2 計画の目標値

目標年度である令和12（2030）年度における本市の人口を推計したうえで、基準年度を令和6（2024）年度とし、これまでの取り組みの進捗やごみ処理施設の整備状況を踏まえ、3つの目標値を設定します。

○ 発生抑制の目標値

令和12（2030）年度の1人1日当たりのごみ総排出量を800g以下とします。

○ 資源化の目標値

令和12年度における資源化率（リサイクル率）を25%とします。

○ 最終処分の目標値

令和3（2021）年度から令和12年度までの10年間の最終処分量を30,000m³以下とします。

(1) 発生抑制の目標値

1人1日当たりのごみ排出量のうち、家庭系廃棄ごみは、使い捨てプラスチック容器や食品ロスなどの削減と、ごみに混入している資源を分別して資源物とする削減により、430gとします。

これに集団資源回収等を合わせた家庭系ごみ排出量は580gとして、1人1日当たりの総排出量の目標値は「800g以下」とします。

このことにより、年間排出量の目標値は、事業系ごみの9,000tと合わせて、総排出量を「32,900t」とします。

区 分		令和6年度 2024年度 (基準年度)	令和12年度 2030年度 (目標年度)				
			新目標値	新目標値と基準年度比較		新目標値と当初目標値比較	
				増減	増減率	当初目標値	増減
年間 排出量	総排出量	35,445t	32,900t	-2,545t	-7.2%	35,980t	-3,080t
	家庭系ごみ	25,549t	23,900t	-1,649t	-6.5%	26,980t	-3,080t
	家庭系廃棄ごみ	20,429t	17,700t	-2,729t	-13.4%	18,550t	-850t
	集団資源回収等	5,120t	6,200t	1,080t	21.1%	8,430t	-2,230t
	事業系ごみ	9,896t	9,000t	-896t	-9.1%	9,000t	0t
1人1日 当たり	総排出量	822g	800g	-22g	-2.7%	853g	-53g
	家庭系ごみ	593g	580g	-13g	-2.2%	640g	-60g
	家庭系廃棄ごみ	474g	430g	-44g	-9.3%	440g	-10g
	集団資源回収等	119g	150g	31g	26.3%	200g	-50g

(2) 資源化の目標値

環境クリーンセンターの特性（11ページ参照）から、計画期間中のプラスチックごみ資源化が難しいほか、集団資源回収における古紙類の減少、ごみの減量化に伴い、中間処理後のスラグ等（資源物）も減少することから、資源化量の目標値を「8,200t」とします。

これに合わせて、資源化の目標値を「25%」とします。

区 分	令和6年度 2024年度 (基準年度)	令和12年度 2030年度 (目標年度)				
		目標値	基準年度比較		目標値比較	
			増減	増減率	当初目標値	増減
資源化量	7,037t	8,200t	1,163t	16.5%	10,700t	-2,500t
資源化率（リサイクル率）	19.9%	25.0%	5.1	-	30.0%	-5.0

(3) 最終処分目標値

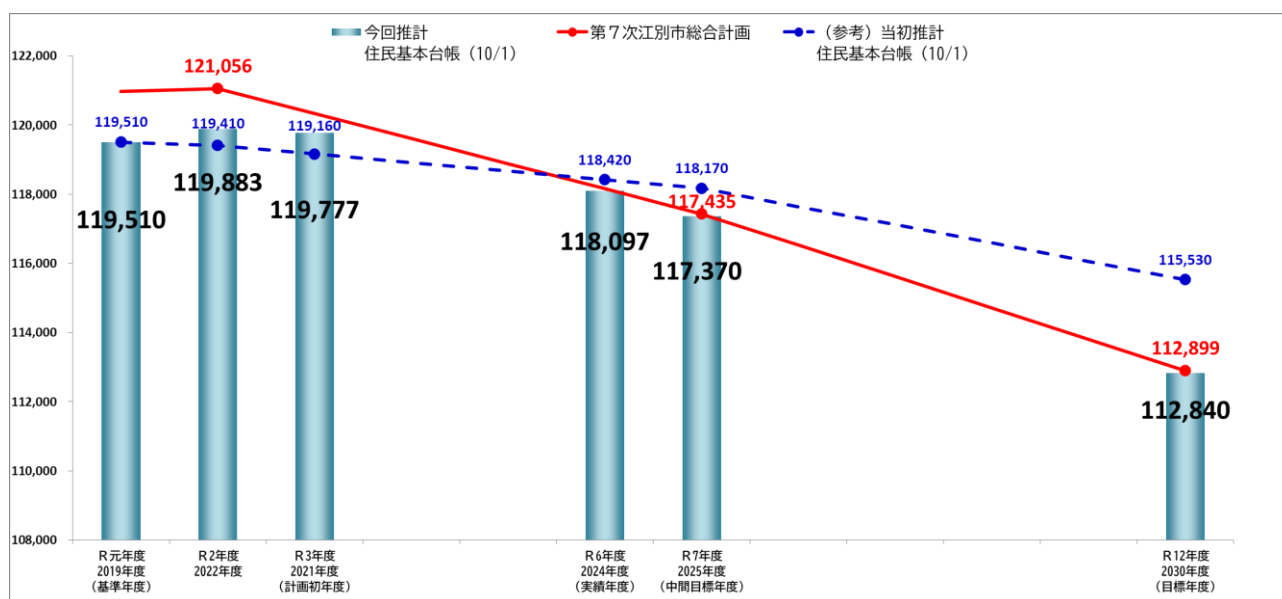
環境クリーンセンターの特性（11 ページ参照）を踏まえ、現在と同規模の最終処分場（14 ページ参照）を新たに設置した場合でも、埋立期間を15年以上可能とするため、令和12（2030）年度までの10年間の累計最終処分量を「30,000m³以下」、年間最終処分率を「5.3%以下」とします。

区 分	令和6年度 2024年度 (基準年度)	令和12年度 2030年度 (目標年度)
		目標値
累計最終処分量	14,680m ³	30,000m ³
最終処分率	5.9%	5.3%

《人口推計》

令和3年3月の策定時においては、令和元年度を基準年度として、「江別市まちひとしごと総合戦略」（令和元年度策定）の人口推計に基づき、目標年度における人口を115,530人としました。

令和7年度に行った中間見直しにあたっては、「第7次江別市総合計画」（令和6（2024）年3月策定）の人口推計に基づき、目標年度（令和12年度）における住民基本台帳登録人口を112,840人と推計します。



人口推計（人）

※ 「江別市総合計画」の人口は、住民基本台帳に登録されていない人口を含む国勢調査（5年毎）を基に推計しており、住民基本台帳登録人口を用いる本計画の人口推計より多い数値となっています。

3 国及び北海道の計画との比較

《発生抑制の目標値》

主体	計画名	指標	目標年度	目標値
江別市	江別市一般廃棄物処理基本計画	1人1日当たりのごみ排出量 ※当初目標値	令和12年度 (2030年度)	800 g ※853 g
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※当初目標値		580 g ※640 g
		1人1日当たりの家庭系廃棄物排出量 ※当初目標値		430 g ※440 g
		事業系ごみ(年)		9,000 t
国	廃棄物処理基本方針	1人1日当たりのごみ排出量	令和12年度 (2030年度)	約3,700万 t
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※ ※第4次循環計画目標値		約478 g ※約400 g
北海道	第6次北海道廃棄物処理計画	1人1日当たりのごみ排出量 ※第5次北海道処理計画目標値	令和11年度 (2029年度)	907 g 以下 ※900 g 以下
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量		581 g 以下

※ 国の家庭系ごみ排出量には、資源物と資源回収量を含みません。

《資源化の目標値》

主体	計画名	指標	目標年度	目標値
江別市	江別市一般廃棄物処理基本計画	資源化率(リサイクル率) ※当初目標値	令和12年度 (2030年度)	25% ※30%
国	廃棄物処理基本方針	資源化率(リサイクル率) ※第4次循環計画目標値	令和12年度 (2030年度)	26% ※28%
北海道	第6次北海道廃棄物処理計画	資源化率(リサイクル率) ※第5次北海道処理計画目標値	令和11年度 (2029年度)	26%以上 ※30%以上

《最終処分目標値》

主体	計画名	指標	目標年度	目標値
江別市	江別市一般廃棄物処理基本計画	累計最終処分量	令和12年度 (2030年度)	30,000m ³
国	廃棄物処理基本方針	最終処分場の残余年数 ※第4次循環計画目標値	令和12年度 (2030年度)	22.4年分 ※22.4年分
北海道	第6次北海道廃棄物処理計画	最終処分量(年) ※第5次北海道処理計画目標値	令和11年度 (2029年度)	24.5万 t 以下 ※25万 t 以下

4 計画の施策

4つの基本方針の下、22の施策に取り組めます。

基本方針	施策
基本方針 1 2Rを優先した3Rの推進	1-1) 食品ロスの削減
	1-2) プラスチックごみの削減
	1-3) 効果的なリユース手法の検討
	1-4) 集団資源回収の推進
	1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化
基本方針 2 きれいなまちづくりの推進	2-1) 環境教育の推進
	2-2) ごみ出しルールの徹底
	2-3) 地域等との協働による環境保全
	2-4) 不法焼却(野焼き)・不法投棄の防止対策
	2-5) ごみステーションパトロールの強化
基本方針 3 安心して安定的な ごみ処理の推進	3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討
	3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討
	3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施
	3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営
	3-5) 非常時における廃棄物対策
	3-6) ごみ処理におけるデジタル化の検討
基本方針 4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討
	4-2) 適正なごみ処理手数料の検討
	4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討
	4-4) 資源物収集品目等拡大の検討
	4-5) ごみ処理の広域化の検討
	4-6) 次期ごみ処理の在り方の検討

基本方針1 【2Rを優先した3Rの推進】



1-1) 食品ロスの削減

食品ロスは、SDGsにおいても重要な課題であることから、「江別市食品ロス削減計画」（令和5年3月策定）に基づき、食品ロスを削減するため、「30・10運動」などの「食べきり」や、食品の「使いきり」、「てまえどり」等の啓発を進めていきます。

また、やむを得ず発生する生ごみについては、家庭での堆肥化の普及に向け、これまでの段ボール式や密閉式容器、コンポストの購入助成を継続するほか、各家庭の実情に合った生ごみの減量化や資源化の方法を研究します。

区分	令和元年度 (2019年度) 基準値	令和6年度 (2024年度) (実績値)	基準年度 と 実績値比較	令和12年度 (2030年度) (削減目標)
家庭系 (1人1日当たり)	約90g	39g	-51g	-45g
事業系 (年間)	約700t	2,000t	1,300t	-350g

食品ロス削減推進計画の目標値の進捗

※ 家庭系と事業系の食品ロス量は、農林水産省の「食品ロス及びリサイクルに関する情勢」（令和5年度推計値）を基に算出しています。

1-2) プラスチックごみの削減

プラスチックは、社会に浸透して生活に利便性をもたらす素材ではありますが、不適正な処理により、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計され、このままでは地球規模での環境汚染が懸念されます。

こうした地球規模での海洋プラスチック問題への対応は、SDGsでも求められているところであり、国では、レジ袋等のワンウェイプラスチックの削減とリサイクルを進める「プラスチック資源循環戦略」を令和元（2019）年5月に策定しました。

本市においても、これらの国等の動向を踏まえ、市民や事業者と連携して、マイバッグ持参運動やマイボトル・マイカップ持参運動等を進め、使い捨てプラスチック容器の削減に取り組んでいきます。

1-3) 効果的なリユース手法の検討

リユースの取り組みとして、令和3（2021）年度から（株）ジモティーとリユースに関する協定を締結して、インターネットサイトで大型ごみのスキー・学習机（排出者の了解を得たもの）を、市民に無料で引き渡す事業を実施しており、今後は市民の要望等を踏まえ、他の大型ごみについても、リユース事業へ、追加することを検討していきます。

1-4) 集団資源回収の推進

自治会など、地域の団体が取り組む集団資源回収は、地域の自主的な資源化の取り組みであり、本市の主要なリサイクル事業と位置付けて、これまでも資源回収奨励事業により、団体や回収業者に奨励金を交付して、資源化の推進に取り組んでいます。

一方、集団資源回収の古紙類は、新聞・雑誌等のペーパーレス化や民間事業者による回収により回収量が減少しているため、団体活動への影響が懸念されます。

このため、ごみに混入している資源物（9、10 ページ参照）の分別徹底のほか、地域住民に対しては、集団資源回収への積極的な利用を啓発するなど、資源化の取り組みを進めていきます。

1-5) 民間事業者との連携による事業ごみの資源化

事業系ごみの排出量は、微減傾向で推移（23 ページ参照）しているものの、令和12年度の発生抑制の目標（36 ページ参照）を達成するためには、一層の事業系ごみの減量化が必要であることから、引き続き、収集運搬業者や資源化を行う処分業者と連携して、事業系ごみの減量化と資源化を図っていくほか、適正処理の啓発や指導等を進めていきます。

基本方針2 【きれいなまちづくりの推進】



2-1) 環境教育の推進

食品ロスやプラスチックごみの問題解決には、循環型社会の形成に向けた市民一人一人の意識の醸成を図ることが必要です。

このため、多くの市民に環境問題やごみ減量化の重要性について、知識や行動を習得してもらうため、引き続き、学校や自治会での出前講座を開催するとともに、パンフレットやホームページ、**SNSなど**による啓発を進めていきます。

2-2) ごみ出しルールの徹底

ごみの収集日や出す時間、分別が守られていないなど、ごみ出しのルール違反は、地域のトラブルの原因となります。

特に、転入者や外国人の中には、本市のごみの分別や収集日が分からないなど、ごみ出しルールが守られていない状況が散見されます。

こうした状況を改善するため、転入者や外国人にも分かりやすいごみ収集日カレンダーの作成・配布、SNSでの情報発信に取り組んでいきます。

2-3) 地域等との協働による環境保全

道路や公園等の清掃など、地域の環境はボランティアや自治会等の各種団体の取り組みにより保全されています。

このような取り組みを推進するため、地域での清掃活動に利用しやすい公共ごみ袋の大きさ等について検討していきます。

2-4) 不法焼却（野焼き）・不法投棄の防止対策

法律によって禁止されている不法焼却（野焼き）や不法投棄等の違反行為が行われると、地域の生活環境に悪影響を及ぼします。

このため、引き続き、看板やのぼりによる注意喚起や、警察、消防等の関係機関との連携を進めるほか、「不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結した民間事業者や地域住民からの情報提供も含め、違反行為の監視を強化するとともに、ごみのポイ捨ての防止に向け、広報紙やホームページ、**SNSでの**啓発も進めていきます。

2-5) ごみステーションパトロールの強化

大都市に隣接している本市の特徴として、入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などにより、ごみステーションにルールを守られていないごみが出される状況が散見され、地域の衛生環境の悪化やごみの収集・処理の遅れの原因となっています。

このため、引き続き、アパート管理会社や自治会等と連携して、入居者等への指導にあたるなど、きれいなまちづくりに向け、ごみステーションパトロールを強化していきます。

年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
ごみ ステーション数	6,396	6,415	6,475	6,509	6,562	6,599

ごみステーション数（か所）

基本方針3 【安心で安定的なごみ処理の推進】



3-1) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討

高齢世帯化や核家族化が進行する中、家族や近隣住民から支援が得られない高齢者等のごみ出し支援として、令和2（2020）年10月から要介護者や障がい者等を対象に、「ごみサポート収集」を実施しています。

高齢者人口の推移などを踏まえ、対象要件等の検証を行っていきます。

3-2) ごみ処理手数料減免方法の検討

紙おむつの排出に係る経済的負担の軽減を図るため、平成22（2010）年10月から要介護者や障がい者、2歳未満の乳幼児等を対象に、ごみ処理手数料の減免（指定ごみ袋の支給）を行ってきたところですが、今後の高齢化社会の進行等を踏まえ、令和6（2024）年10月から紙おむつの無料収集に移行しました。

今後は、無料収集の効果等について検証していきます。

3-3) 環境クリーンセンターの延命化等の実施

環境クリーンセンターは、令和4（2022）年度で一般廃棄物処理施設の耐用年数とされる20年が経過したことから、令和18（2036）年度までごみ処理を安定的・効率的に処理を行っていくため、延命化工事を実施しています。

また、現在の一般廃棄物最終処分場の埋立が令和10（2028）年度の終了予定であることから、次期一般廃棄物最終処分場の整備事業を進めていきます。

3-4) ごみ処理施設の安心・安全な運営

環境クリーンセンターの管理運営は、施設維持管理費の平準化を図るため、引き続き、令和4年4月から民間事業者へ長期包括委託しており、令和18（2036）年度まで適正かつ安定的な運営管理を行っていきます。

3-5) 非常時における廃棄物対策

全国的に発生する大規模な地震や豪雨による河川の氾濫により発生する災害廃棄物のほか、雪害時の収集・処理体制の確保、新型のインフルエンザやコロナウイルス等の新たな感染症の拡大防止に向けた対応など、通常とは異なるごみ処理体制の確保が必要です。

このような非常時に備え、引き続き、災害廃棄物処理計画や業務継続計画※に基づき、平時から広報や収集・処理方法等について、関係機関との連携を強化していきます。

※ 業務継続計画（BCP）とは、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画のことで、本市では平成29年3月に策定しています。

3-6) ごみ処理におけるデジタル化の検討

今後の人口減少に伴う労働力不足が懸念される中、ごみ処理業務における作業の効率化や省エネルギー化等を進める上で、デジタル化は有効な手段です。

このため、今後のごみ処理における効率化や作業負担の軽減に向け、収集運搬業務等で、デジタル技術の導入を検討していきます。

4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討

ごみ収集業務における労働環境改善のため、土曜日のごみ収集の廃止や、農村地区の「燃やせるごみ」の収集を、週1回から週2回に増やすなどの取り組みを進めてきました。

令和6（2024）年10月には、ごみ収集運搬の効率性と市民ニーズを踏まえ、「燃やせないごみ」の収集曜日を「資源物・危険ごみ」と同じ曜日に変更するとともに、月2回あった「燃やせないごみ」の収集日のうち1回をペットボトル専用の収集に変更しました。

今後は、こうした収集体制を検証するとともに、より効率的な収集運搬体制の検討を行っていきます。

4-2) 適正なごみ処理手数料の検討

ごみ処理を安定的に継続していくため、令和6（2024）年10月、家庭系ごみの有料化（平成16（2004）年10月導入）以降、初めてとなる「指定ごみ袋・ごみ処理券」の手数料改定を行いました。

令和4年（2022）年10月に改定した事業系ごみと直接搬入分の手数料は据え置きとしたこと、また、物価や人件費上昇の影響により、ごみ処理費は増加傾向で推移すると予想されることから、適正な手数料の水準を検討していく必要があるものと考えます。

このため、令和10（2028）年度に予定されている市全体の使用料・手数料の見直しに合わせて、市民・事業所アンケート（26・31ページ参照）を踏まえ、事業系ごみと家庭系ごみ（直接搬入分）の手数料の見直しについて検討します。

4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討

環境クリーンセンターの直接搬入方法については、令和3（2021）年4月から受入業務従事者の労働環境改善のため、日曜日のごみの受入れを中止したところですが、計量棟やプラットホーム構内は、自己搬入を行う車両で混雑している状況です。

このため、引き続き、利用者への搬入に関する周知・啓発を進めるとともに、混雑緩和に向けた手法を研究していきます。

4-4) 資源物収集品目等拡大の検討

資源物収集品目の拡大については、リサイクルを推進する上で、重要な取り組みですが、新たな収集運搬体制の確保、処理費用の増加などの経済的課題に加え、環境クリーンセンターにおける効率的処理とのバランス等の課題があります。

このため、市民アンケート結果（27 ページ参照）を踏まえ、次期ごみ処理の在り方と併せて、資源物収集品目等の拡大について検討していきます。

4-5) ごみ処理の広域化の検討

少子高齢化が進む中、将来の一般廃棄物の総排出量の減少が予想されることから、ごみ処理施設の効率的な稼働に向け、今後は自治体間でのごみ処理の広域化が必要になるものと考えられます。

本市では、平成18（2006）年度から隣接する新篠津村のごみ※を環境クリーンセンターで受入れ、ごみ処理施設の効率的な運用を図っており、本計画期間中は環境クリーンセンターを基軸としたごみ処理体制等に大きな変更がないことから、引き続き新篠津村のごみを受入れていきます。

また、今後、新篠津村以外の自治体からごみの受入れ等の相談等があった場合は、域内のごみの発生量や施設の処理能力等のほか、北海道の動向や近隣自治体のごみ処理施設の整備状況等を踏まえるなど、長期的視点に立ってごみ処理の広域化を検討していきます。

年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
燃やせるごみ	640	641	620	616	616	538
燃やせないごみ	76	84	91	82	67	64
危険ごみ	3	3	3	3	3	2

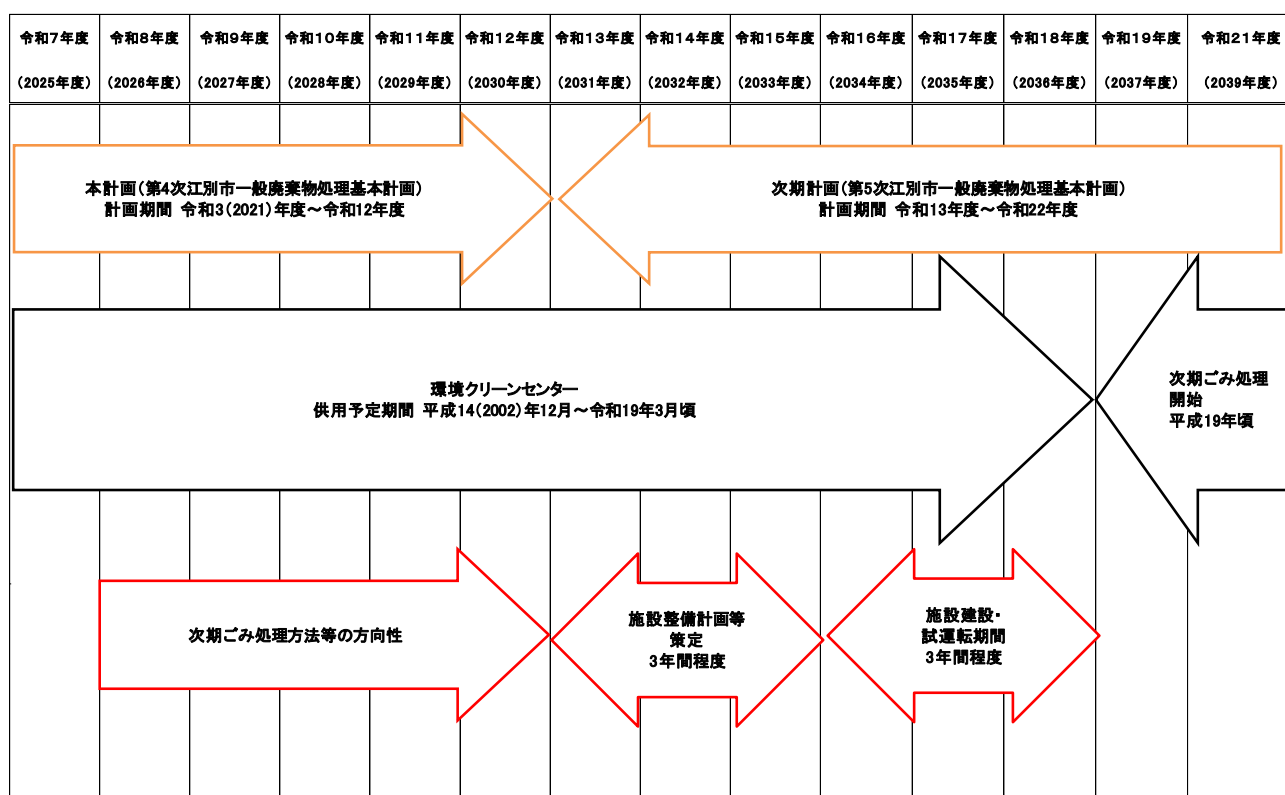
新篠津村からのごみ受入量（t）

4-6) 次期ごみ処理の在り方の検討

環境クリーンセンターは、次期江別市一般廃棄物処理基本計画の計画期間中（令和13（2021）年度から令和22（2040）年度を想定）の令和18（2036）年度をもって、供用を終了する予定です。

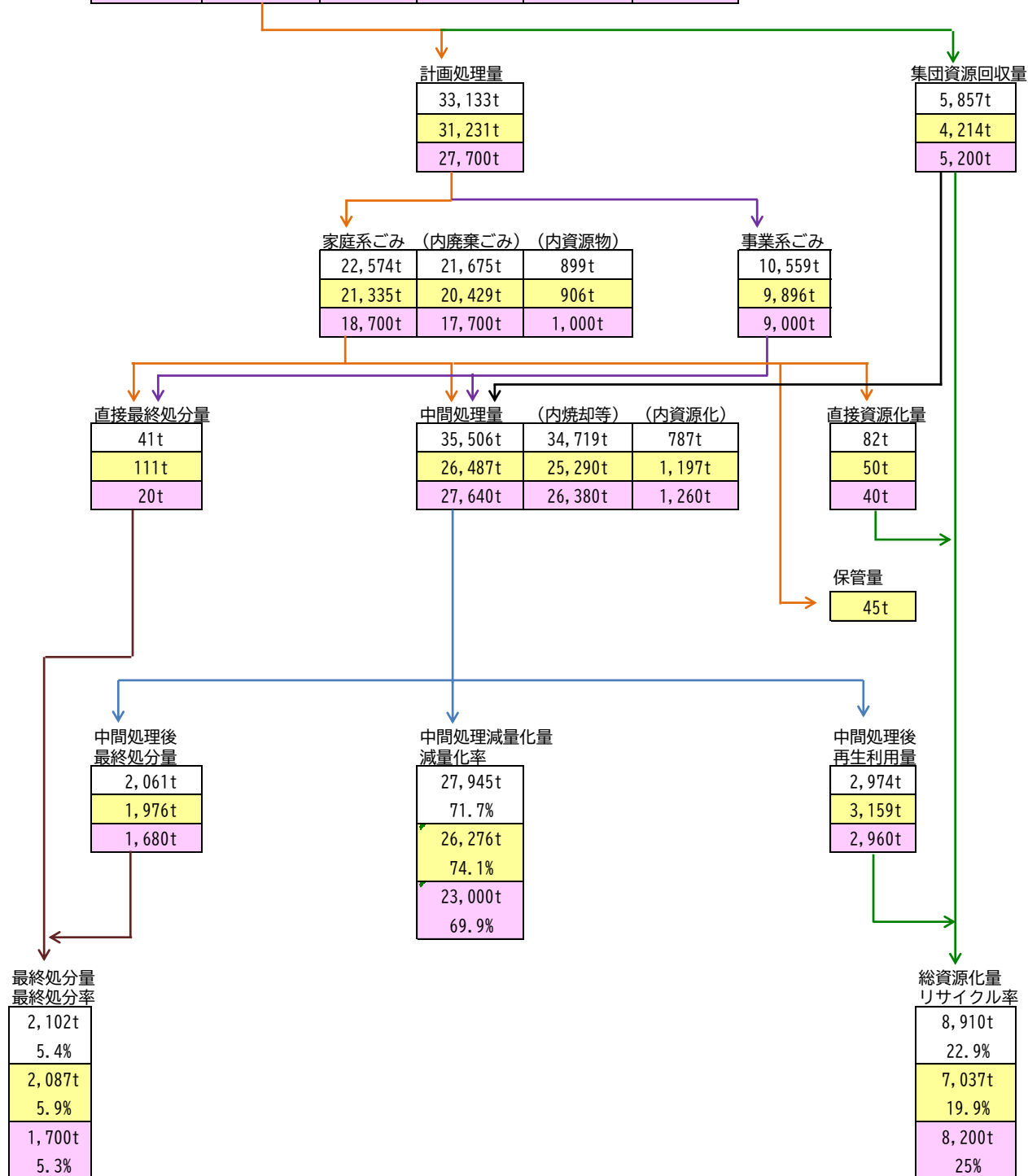
市では、分別の見直しや施設整備計画、ごみ処理の広域化等の課題を整理した上で、令和19（2037）年度以降の次期ごみ処理方法の方向性をとりまとめる予定です。

このため、本計画期間中に、市民アンケート（26ページ～32ページ参照）も参考にしながら、ワークショップやタウンミーティングを開催するなど、より多くの市民や事業者等の声を聞き取っていきます。



5 計画のごみ処理フロー

年度	総排出量	家庭系ごみ	(内廃棄ごみ)	(内資源物)	人口
令和元年度 2019年度	38,990t 891g	28,431t 650g	21,675t 496g	6,756t 154g	119,510人
令和6年度 2024年度 (基準年度)	35,445t 822g	25,549t 593g	20,429t 474g	5,120t 119g	118,097人
令和12年度 2030年度 (目標年度)	32,900t 800g	23,900t 580g	17,700t 430g	6,200t 150g	112,840人



第 3 編 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水処理の状況

第 1 節 生活排水施設の現状

本市の令和 6 年度における生活排水処理の状況は、行政区域内人口 117,516 人のうち、116,623 人について、生活排水処理の適正処理がなされています。

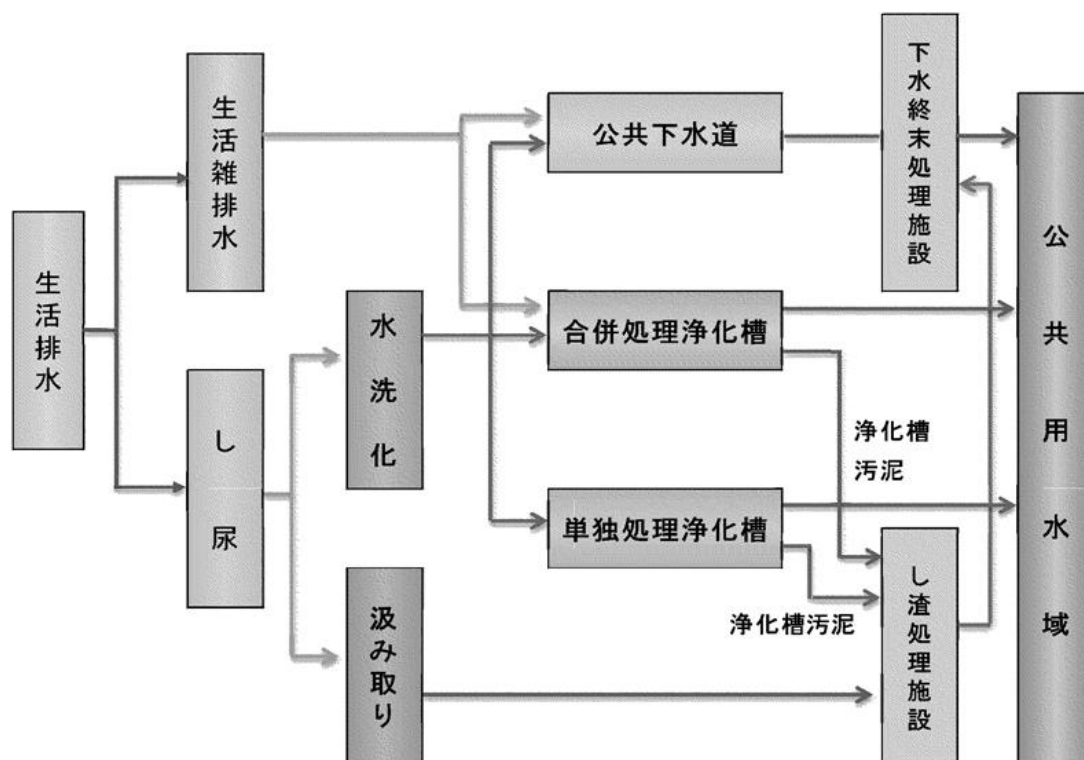
下水道普及率は、97%を超えている状況ですが、下水道処理区域となっていない市街化調整区域では、合併処理浄化槽の普及を図っています。

し尿及び浄化槽汚泥は、委託事業者または許可事業者が収集・運搬し、し渣処理施設へ搬入後、処理しています。

し渣処理施設では、1 日あたり 20kl の処理能力を有しており、運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、この施設で、不適物を取り除き、その後下水道汚水と合わせて処理されています。施設内は、し渣除去脱水装置と脱臭装置を設置していますが、耐用年数の経過にともない令和 6 年度から 7 年度にかけてし渣除去脱水装置の更新工事を行っています。

なお、新篠津村のし尿及び浄化槽汚泥も一般廃棄物と同様に平成 18（2006）年 4 月から受入れしていますが、その処理量は年間約 700kl ほどであり、江別市のし尿処理に支障はないことから、今後も受託を継続する予定となっています。

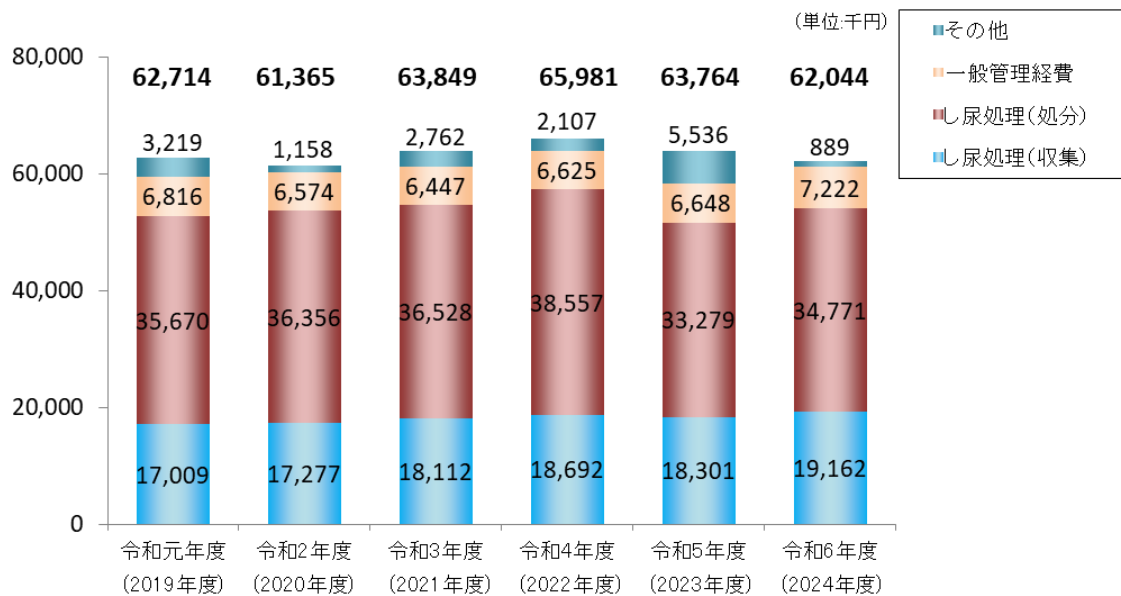
生活排水処理フロー図



第 2 節 し尿及び浄化槽汚泥処理の収支

1 し尿及び浄化槽汚泥処理の収支

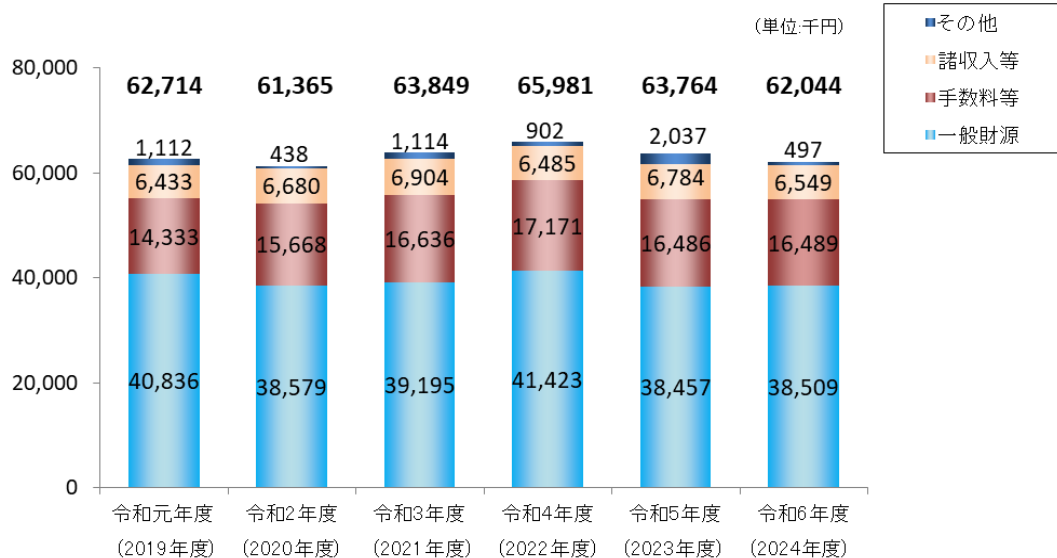
し尿及び浄化槽汚泥処理にかかる費用は、収集・運搬を委託する経費のほか、し尿や汚泥を処理するための施設の修繕費を含めた維持管理経費となっています。



し尿・浄化槽汚泥の処理原価の推移

2 し尿処理及び浄化槽汚泥処理の財源の推移

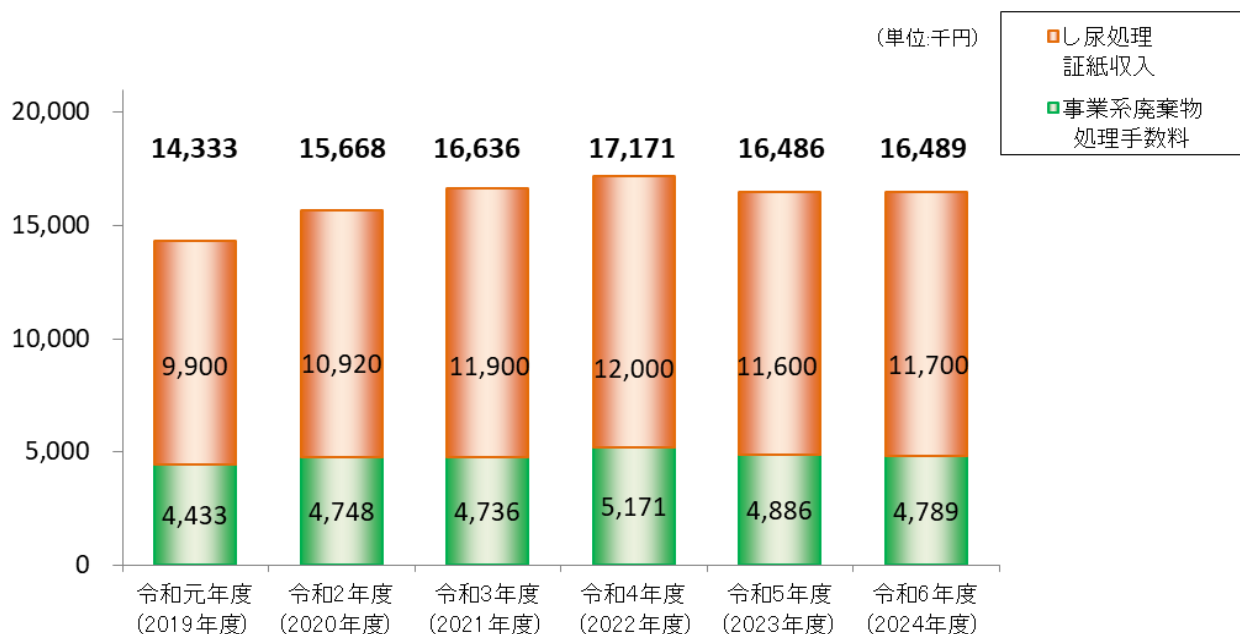
し尿及び浄化槽汚泥処理の財源は、一般財源で約62.5%を補っており、独自財源は手数料や証紙収入、他団体負担金を合わせて約37.5%で、それぞれの金額はほぼ横ばいで推移しています。



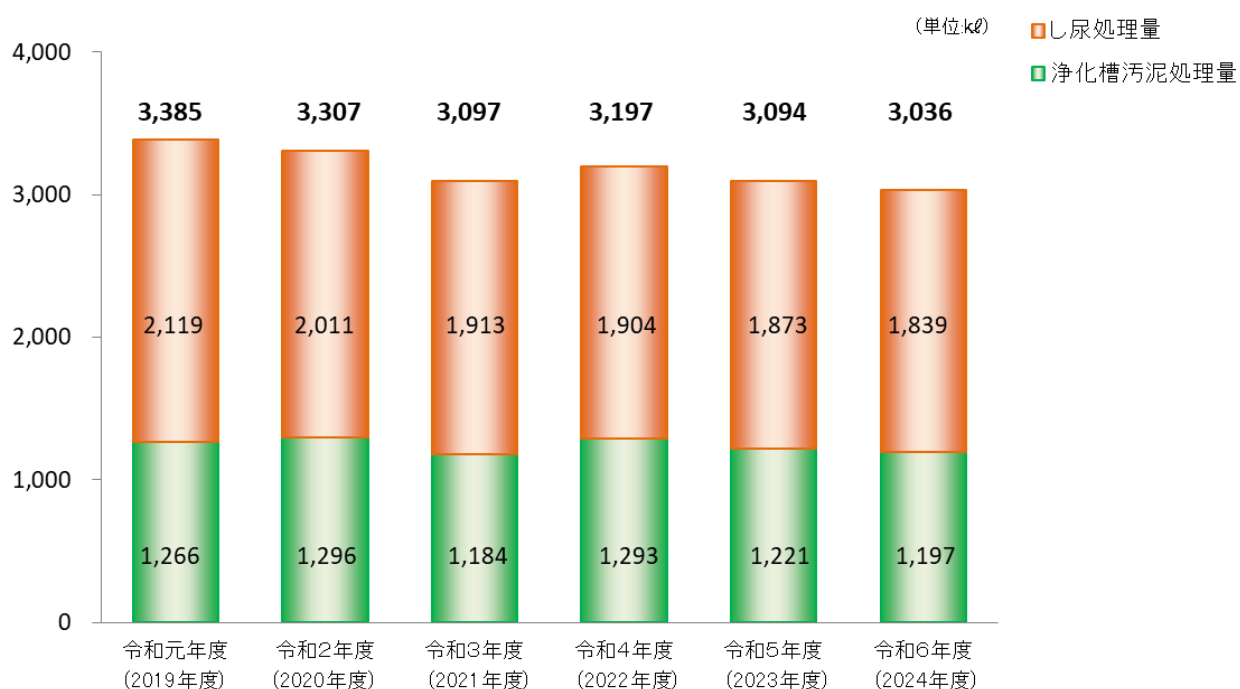
し尿・浄化槽汚泥の処理に充てられる財源の推移

3 し尿処理及び浄化槽汚泥処理の独自財源

し尿処理及び浄化槽汚泥処理に関する独自財源には、し尿処理における証紙収入（120 円/20ℓ）と事業系廃棄物（浄化槽汚泥）のし渣処理施設への搬入手数料（80 円/20ℓ）があります。



し尿・浄化槽汚泥処理に関する独自財源の推移



し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

第 2 章 生活排水処理基本計画

1 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動などを通じて、身近な生活環境の保全及び自然環境の向上を図ることを生活排水処理の目標とします。

(2) 基本方針

自然環境の保全と生活排水による水質の汚濁を防止するため、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進をはじめとした生活排水対策を推進します。

市街化区域は公共下水道によることとし、市街化調整区域については、次の基本方針を定め具体的な施策を実施していきます。

- ① 水質汚濁を防止するため、本市における合併処理浄化槽の設置者を対象に、その設置費用の一部を補助することにより、合併処理浄化槽の普及を推進していきます。
- ② 単独処理浄化槽による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市街化区域に設置されているものについては、公共下水道への接続を、市街化調整区域に設置されているものについては、合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

2 生活排水の処理基本計画

(1) 処理の目標

基本方針に基づき、生活排水処理対策を進めることにより、水質汚濁を防止します。

① 水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の目標

目標年度の令和12年度における水洗化・生活雑排水処理人口を111,598人、生活排水処理率を98.9%、合併処理浄化槽処理人口を1,817人に見直し、生活雑排水未処理人口を減少させます。

水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の現状と目標

区 分	令和元年度 2019年度 (基準年度)	令和6年度 2024年度 (実績値)	令和12年度 2030年度 (目標年度)
行政区域内人口	119,409人	117,516人	112,840人
水洗化・生活雑排水処理人口	117,673人	116,233人	111,598人
下水道処理人口	115,907人	114,341人	109,781人
合併処理浄化槽処理人口	1,766人	1,892人	1,817人
水洗化・生活雑排水未処理（単独処理浄化槽）人口	642人	489人	473人
非水洗化（し尿）人口	1,094人	794人	769人
生活排水処理率	98.5%	98.9%	98.9%

※生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

② 合併処理浄化槽設置整備計画

目標年度における合併処理浄化槽処理人口を達成するため、その整備については、国庫補助事業を活用し、次のとおり計画します。また、国の補助基準の変更に合わせて、令和5年度より本市でも設置補助基準額を増額し、宅内配管工事と既存単独浄化槽撤去工事を補助対象として新設いたしました。

合併処理浄化槽の設置整備補助計画

設置整備計画区域	整備基数 ・ 整備人口	整備計画年度	概算事業費
本市行政区域内のうち 美原、篠津、八幡、上江別の一部 中島、豊幌の一部、江別太の一部 東野幌の一部、西野幌の一部、角山 元野幌の一部、大麻の一部、文京台の一部	整備基数 100基 整備人口 680人	令和3年度 2021年度 ～ 令和12年度 2030年度	80,504千円

(2) し尿及び汚泥の処理目標

し尿及び汚泥の収集・運搬については、衛生的で快適な生活環境を維持する上で必要な行政サービスであることから、今後においても継続して実施するとともに合併処理浄化槽の設置普及を図り、目標年度における排出量を合計で2,947kℓに見直します。

し尿及び汚泥の処理量の現状と目標

区 分	令和元年度 2019年度 (基準年度)	令和6年度 2024年度 (実績値)	令和12年度 2030年度 (目標年度)
汲み取りし尿	2,119 kℓ	1,839 kℓ	1,768 kℓ
単独処理浄化槽汚泥	1,266 kℓ	1,197 kℓ	1,179 kℓ
合併処理浄化槽汚泥			
合計	3,385 kℓ	3,036 kℓ	2,947 kℓ

※各排出量は、1人1日当たりの排出量を汲み取りし尿6.30ℓ、浄化槽汚泥1.41ℓとして計算した。

資料編

≪ 持続可能な開発目標（SDGs※） ≫

※ SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS の略

	目標 1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	目標 3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。
	目標 6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	目標 7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
	目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する。

	目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する。
	目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：外務省